

新かすがい男女共同参画プラン

2012-2021(改定版)

(案)

春日井市

目 次

第1章 プラン改定にあたって

1	プラン改定の背景と趣旨	2
2	プラン改定の視点（重点項目）	3
3	プランの位置づけ	4
4	プランの期間	5
5	プランの改定体制等	6

第2章 統計からみる現状

1	少子高齢化の進行と人口減少社会への突入	8
2	世帯構造の変化	10
3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の変化	12
4	女性の就業状況	14

第3章 プランのめざす方向

1	基本目標・基本理念	18
2	プランの全体像	19
3	施策の体系	20

第4章 目標別課題と施策

目標Ⅰ	男女共同参画社会に向けた意識づくり	24
課題1	男女共同参画に関する意識の普及と定着	25
課題2	男女平等の視点に立った教育・学習の推進	32
課題3	メディアにおける男女の人権の尊重	36
目標Ⅱ	あらゆる分野へ男女がともに参画できる基盤づくり	39
課題1	政策・方針決定過程への女性の参画推進	40
課題2	就業における男女共同参画の促進	45
課題3	地域における男女共同参画の促進	48
課題4	さまざまな困難を抱える男女への支援	52
目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた 環境づくり	55

課題 1	ワーク・ライフ・バランスの推進	56
課題 2	家庭生活・地域生活における男性の参画推進	59
課題 3	子育て環境の整備・充実	61
課題 4	介護を支える環境の整備・充実	63
目標Ⅳ	性の理解・尊重と心身の健康のための環境づくり	65
課題 1	性についての理解を深め、尊重する環境づくり	66
課題 2	ライフステージに応じた健康づくりの支援	68
目標Ⅴ	暴力を根絶する社会づくり	72
課題 1	配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進	73
課題 2	性別に起因する暴力の根絶	78

第5章 プランの推進

1	プランの推進体制	82
2	条例の周知・普及	82
3	プランの進行管理	82
4	推進のための数値目標	83

第1章 プラン改定にあたって

1 プラン改定の背景と趣旨

本市では、男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会の実現をめざし、1987(昭和62)年に初の行動計画となる「かすがい女性計画」(第1次)から「かすがい女性プラン21」(第2次～第3次)を経て、2002(平成14)年に「かすがい男女共同参画プラン」を策定しました。また、2003(平成15)年には、市・市民・事業者の役割を明らかにした「春日井市男女共同参画推進条例」を施行し、総合的かつ計画的に男女共同参画に関わる事業を推進してきました。その後、2012(平成24)年には、「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を策定し、長期にわたり、男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの各種施策を積極的に推進してきました。

この取組みは、一定の成果を挙げてきましたが、2016(平成28)年に実施した市民意識調査では、さまざまな分野で「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や慣習が、男性や高齢者層に依然として根強く残っていることがわかりました。男女共同参画社会の実現のためには、世代を超えた男女の理解のもと、社会の制度や慣習を見直し、さまざまな分野において個性や能力を存分に発揮できることが重要です。

また、少子高齢化の進展による人口構成の大きな変化や、グローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変わりました。そのため、非正規雇用者の増大を始めとする雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画に関する課題は多様化しています。このような社会情勢のなか、国においては、2015(平成27)年9月、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行されました。さらに、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、愛知県も国の計画を踏まえ、2016(平成28)年3月に「あいち男女共同参画プラン2020」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

このような状況を踏まえ、本市においても男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を改定します。

2 プラン改定の視点（重点項目）

（1）女性の活躍推進

2015(平成27)年9月、「女性活躍推進法」が施行されました。国においては、「女性の活躍推進」が最重要課題として位置づけられ、さまざまな取組みが進められているところです。

少子高齢化により労働人口が減少するなか、本市の継続的な発展のためには女性の力は必要不可欠です。また、女性の視点を政策・方針決定やまちづくりに活かすことは、男女がともに住みやすく、活躍しやすい社会をつくることにつながることから、本市においても、女性の活躍推進のための施策を推進していきます。

（2）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

誰もが仕事の中で自身の責任を果たし、やりがいや充実感を感じながら働くことができる社会をつくらなければなりません。また、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期と人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できることが重要です。

しかし、長時間労働は男性が家庭や地域に積極的に関わるのが難しい要因となることや、女性の家事・育児・介護等における負担が大きくなることで、仕事と生活の両立を妨げることにもつながります。このことから、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働を当たり前とした従来の働き方の見直しが必要です。

本市においても地域社会や企業・事業所とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みと働きかけを推進していきます。

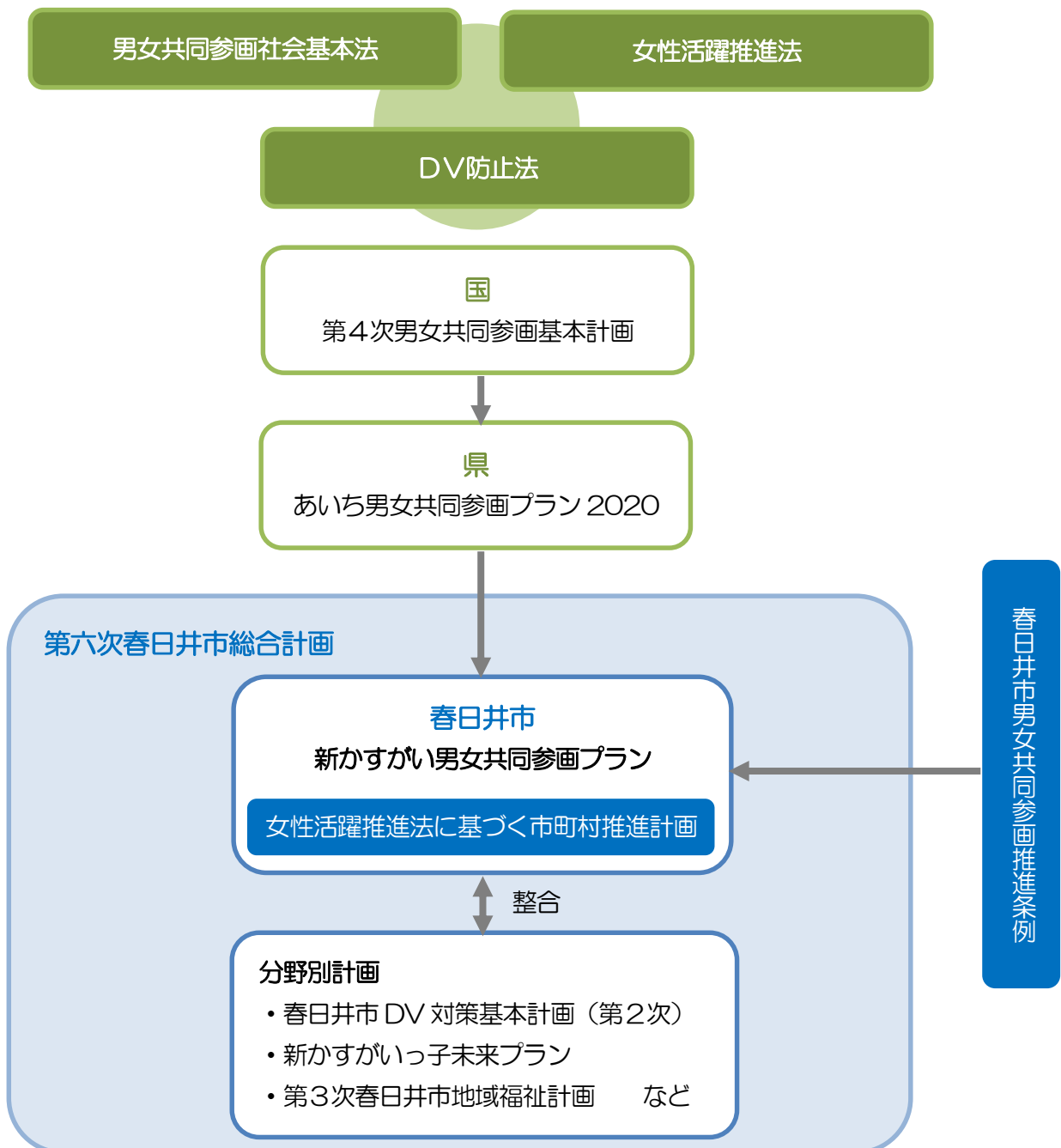
（3）男女共同参画の意識啓発

市民意識調査によると、男女の地位の平等については「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体」などで『男性優遇』と感じている割合が高く7割を超えています。一方で、「学校教育の場」では約6割の人が平等と感じています。また、性別で見ると、男女の平等感は改善されつつあるものの、全ての項目で、男性より女性の方が『男性優遇』と感じており、依然として男女共同参画社会の実現には至っていないことがうかがえます。

固定的性別役割分担意識を解消するためには、市民一人ひとりが男女平等意識を高めることが重要です。市として男女共同参画に関する広報啓発や情報提供を継続し、市民の理解促進・意識向上を図っていきます。

3 プランの位置づけ

- 本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項及び春日井市男女共同参画推進条例第9条に基づき策定する市の基本計画です。
- 本プランは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 本プランは「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や愛知県の男女共同参画計画を踏まえた計画です。



4 プランの期間

本プランの期間は、2012(平成24)年度から2021年度までの10年間です。なお、改定後のプランの期間は、2021年度までの4年間となります。

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
新かすがい男女共同参画プラン							改定版		

5 プランの改定体制等

(1) 春日井市男女共同参画審議会での審議

本プランの改定にあたっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、策定時に引き続き、学識経験者、地域団体などの代表者、公募市民でなる春日井市男女共同参画審議会において審議を重ねてきました。

(2) 市民意識調査の実施

男女共同参画に関する市民の意識を明らかにし、プラン改定の基礎資料とすることを目的として、2016(平成28)年9月に市民意識調査を実施しました。

	一般市民	高校生	中学生
調査対象	市内に居住する20歳以上の男女	市内の高等学校に在学中の高校2年生の男女	市内の中学校に在学中の中学2年生の男女
対象者数	2,000人	612人	521人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	市内高等学校2年生のクラスを抽出	市内中学校2年生のクラスを抽出
調査方法	郵送による配布・回収	学校にて配布・回収	学校にて配布・回収
有効回収数	1,046件	612件	521件
有効回収率	52.3%	100.0%	100.0%

(3) パブリックコメントの実施

市民からの意見を施策内容等に反映させるため、2017(平成29)年11月15日から12月14日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 統計からみる現状

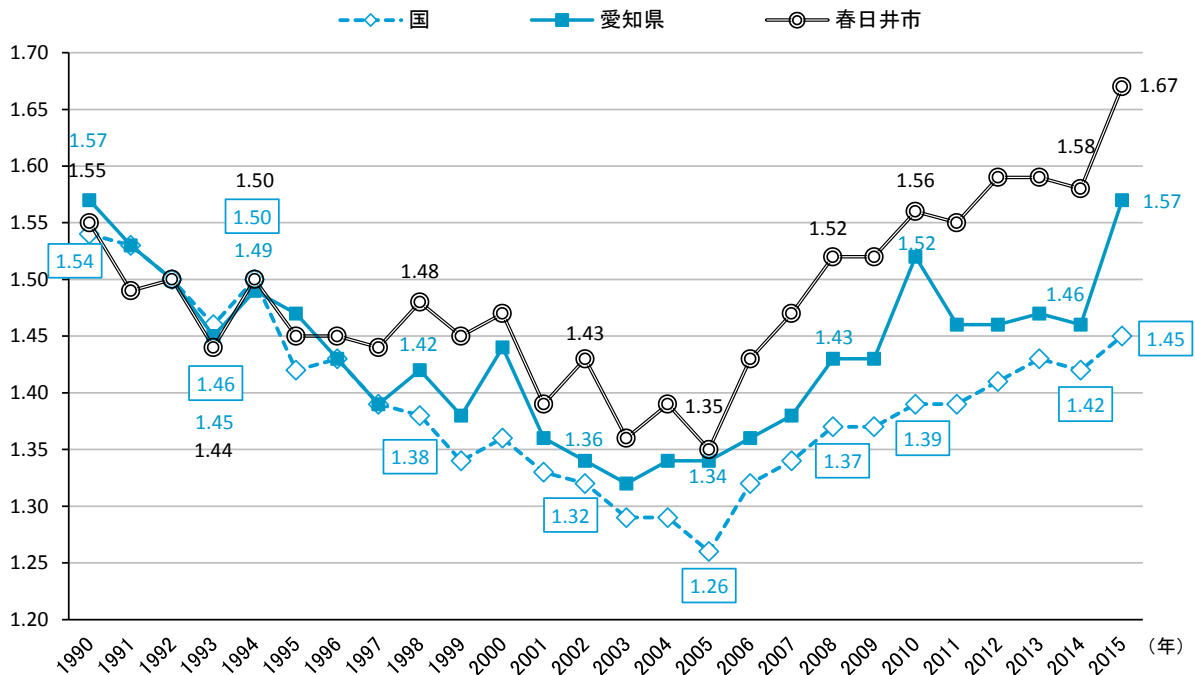
1 少子高齢化の進行と人口減少社会への突入

1990(平成2)年以降の本市の合計特殊出生率^{※1}は、2005(平成17)年に1.35と最も落ち込んだものの、それ以降は急速に回復し、2015(平成27)年では1.67となっています(図表1)。

総人口は、1970(昭和45)年以降増加し続けていますが、将来推計によると、2020年までは増加を続け、その後は緩やかに減少していく見込みとなっています(図表2)。また、65歳以上の高齢者の割合は着実に増加しており、今後、少子高齢化が進行することが予想されます(図表3)。

少子高齢化を伴う人口減少は、社会保障費等の増大や労働力人口の減少、消費市場の縮小など、社会経済を衰退させる深刻な課題となっています。

【図表1】(比較) 合計特殊出生率の推移

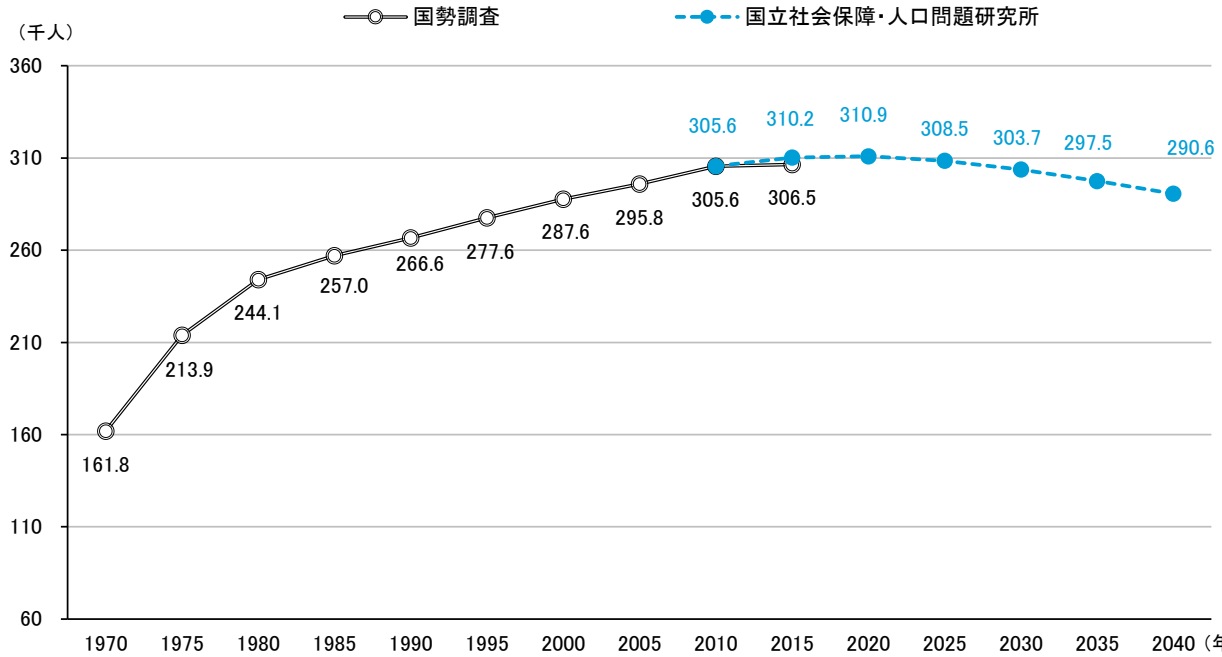


資料：厚生労働省「人口動態調査」

※1 合計特殊出生率

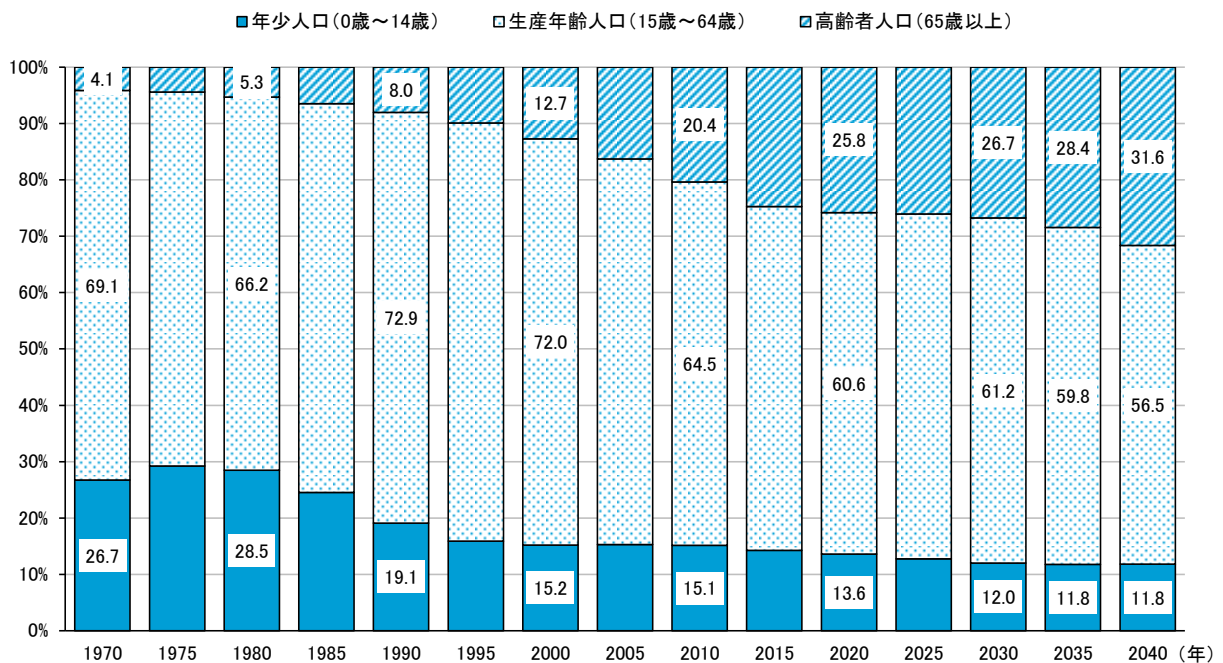
15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産むと見込まれる子ども数の平均を表す。

【図表2】春日井市の人口



資料：1970年～2015年 総務省統計局「国勢調査」
 2010年～2040年 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の将来推計人口平成25年3月 推計」

【図表3】春日井市の人口年齢3区分別構成比

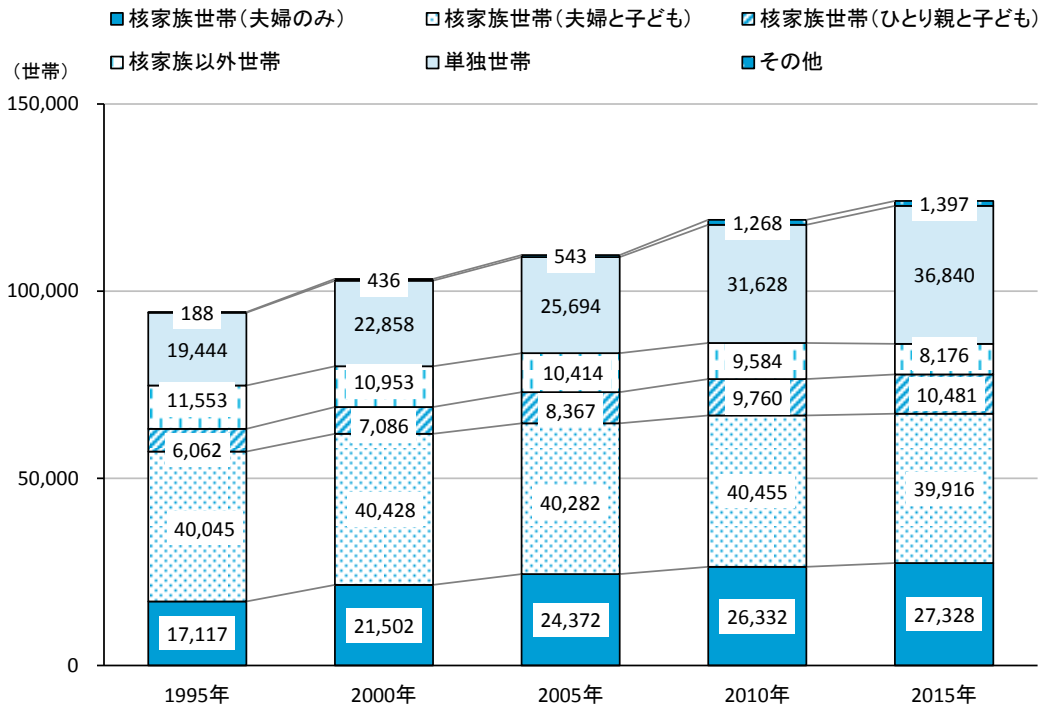


資料：1970年～2015年 総務省統計局「国勢調査」
 2020年～2040年 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の将来推計人口平成25年3月 推計」

2 世帯構造の変化

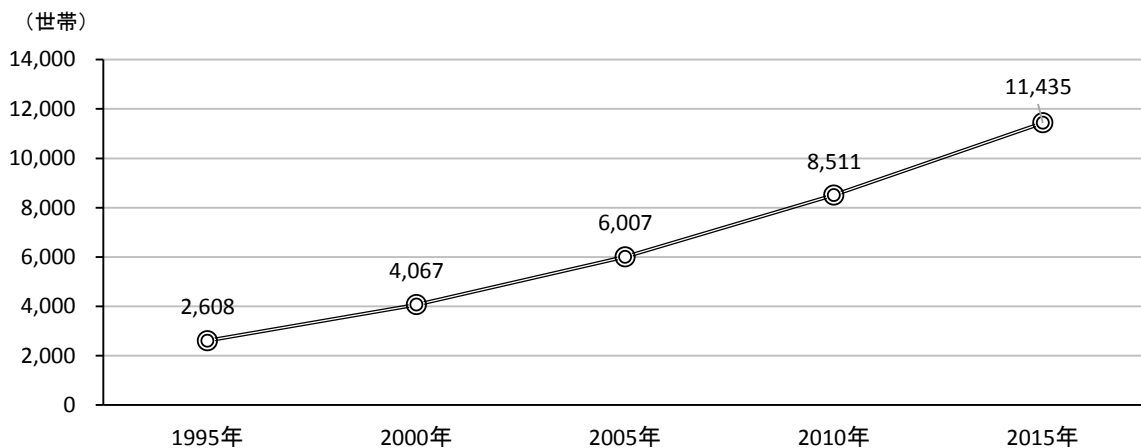
本市の世帯の家族類型の推移をみると、核家族世帯が増加し、多世代同居などの核家族以外世帯が減少しています（図表4）。また、高齢者単身世帯及び母子世帯が増加しています（図表5、図表6）。

【図表4】春日井市の世帯の家族類型の推移



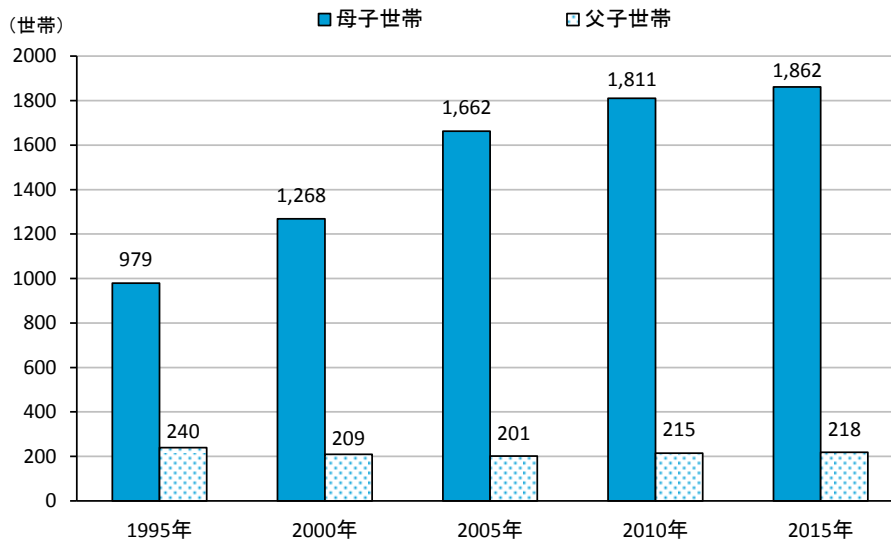
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表5】春日井市の高齢者単身世帯の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

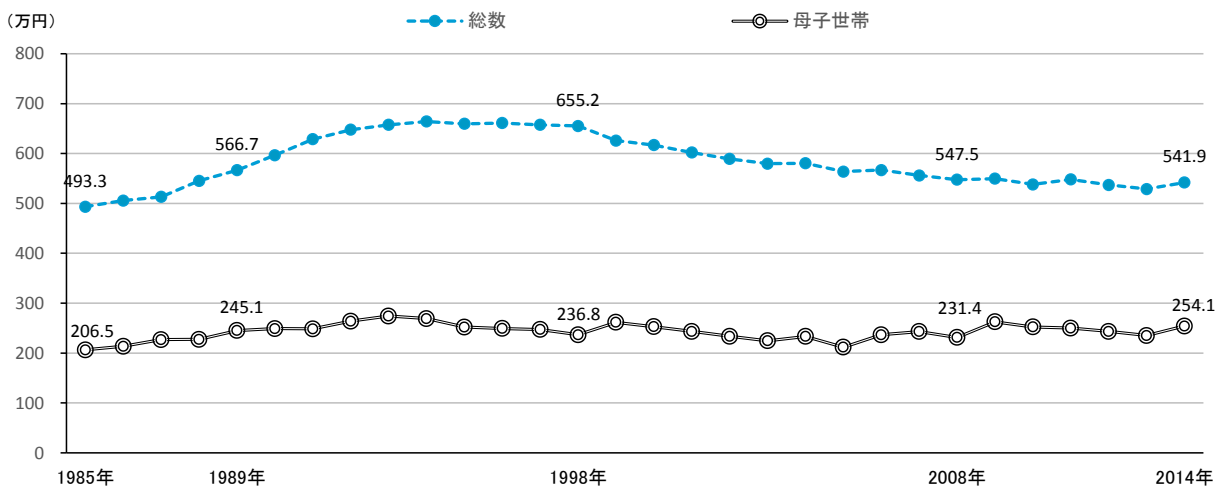
【図表6】春日井市の母子世帯・父子世帯の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

1世帯当たりの平均所得をみると、1985(昭和60)年以降、1998(平成10)年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少を続けています。1998(平成10)年と比べると、全世帯と母子世帯の平均所得の格差は解消されつつありますが、母子世帯の平均所得は依然として低い水準となっています(図表7)。

【図表7】国の1世帯当たり平均所得の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

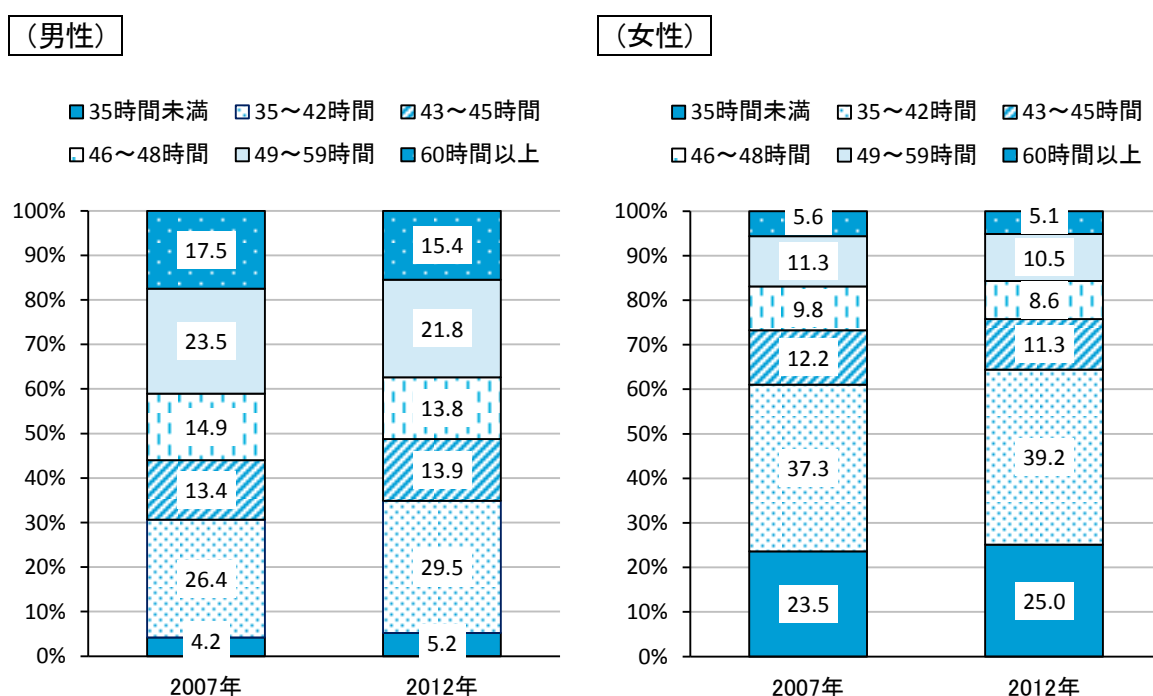
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の変化

男女ともに週間就業時間 60 時間以上の就業者の割合は改善されつつありますが（図表8）、子育て期にある 30 歳代及び 40 歳代の男性の割合は高くなっています（図表9）。

また、男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、女性（民間企業 86.6%、国家公務員 98.7%、地方公務員 93.2%（いずれも 2014 年））と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差があります（図表 10）。

長時間労働などを当たり前とした働き方では、仕事と家庭生活の両立は困難であり、ワーク・ライフ・バランスを阻害する要因となっています。

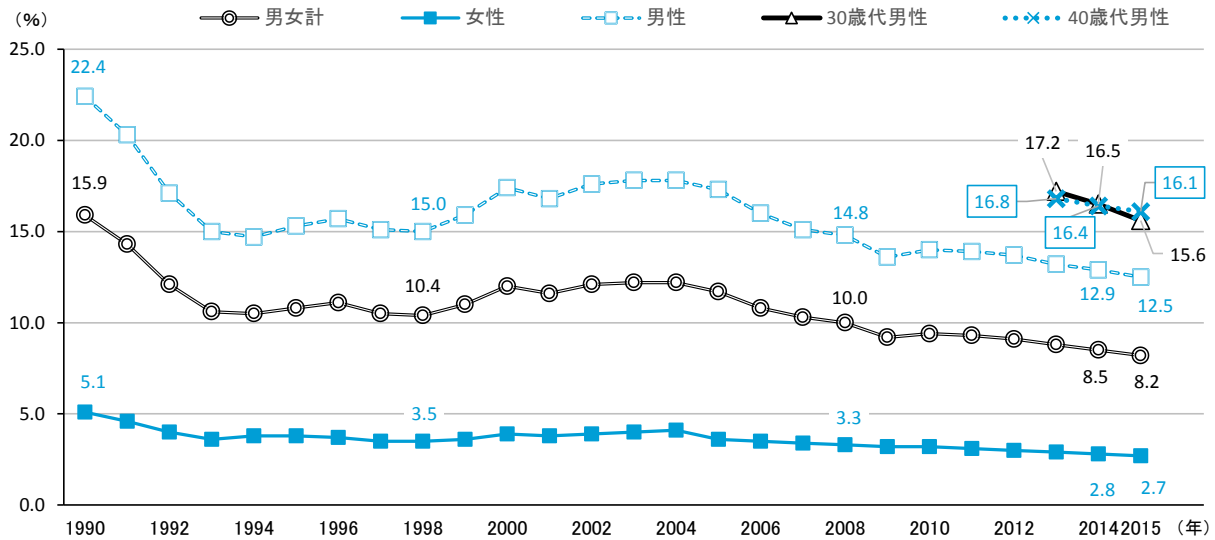
【図表 8】 国の年間就業日数 200 日以上就業者の週間就業時間割合



※会社などの役員を除く

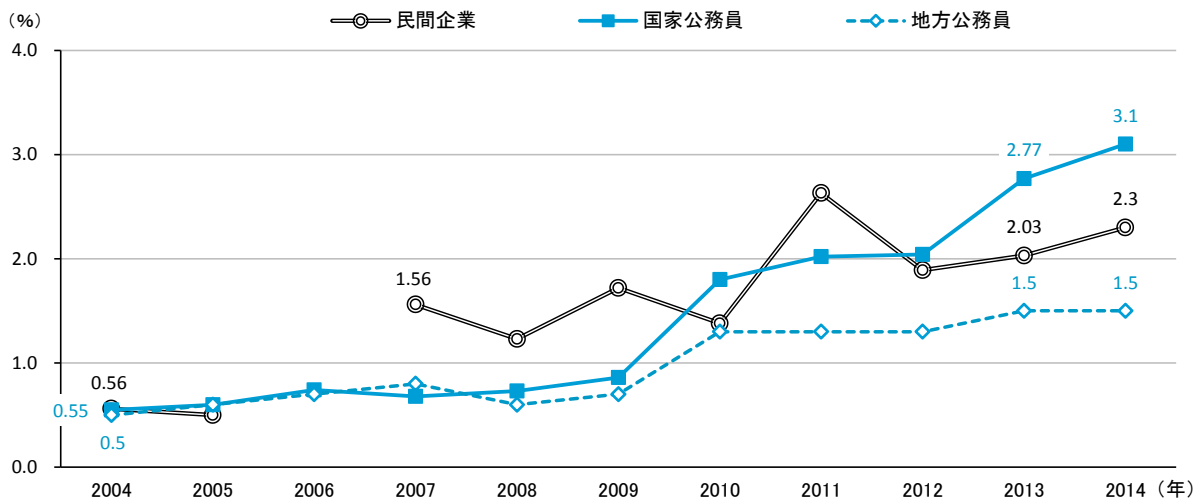
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

【図表 9】 国の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

【図表 10】 国の男性育児休業取得率の推移



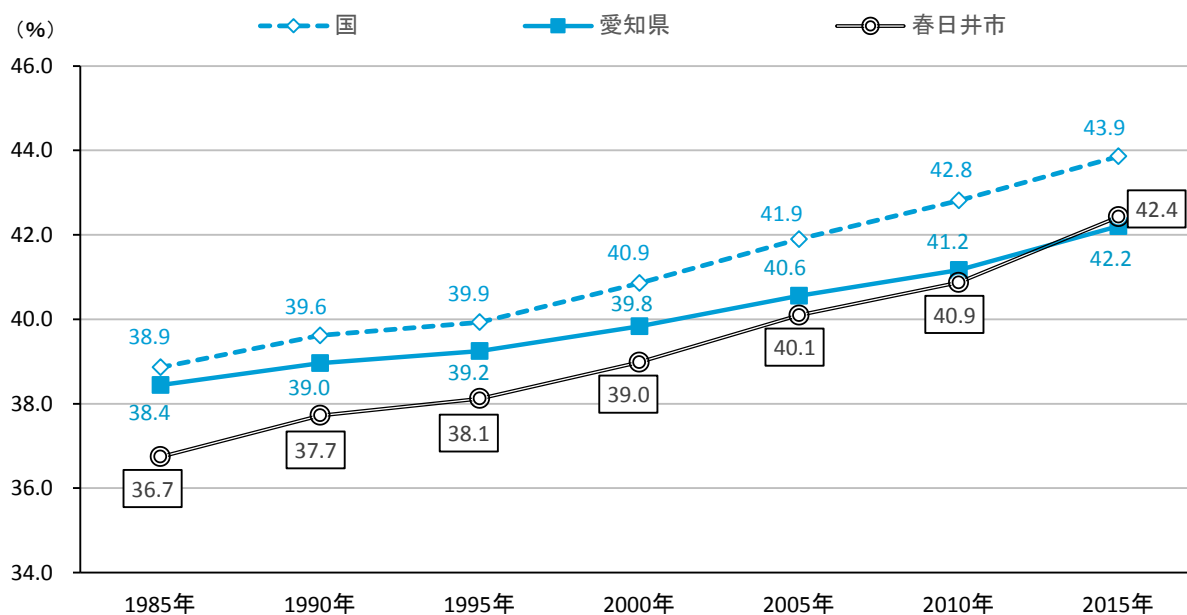
資料：【民間企業】 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（2004年、2005年）
 厚生労働省「雇用均等基本調査」（2007年以降）
 【国家公務員】 総務省・人事院「女性国家公務員の採用・東洋の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（～2010年）、「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（2011年～2013年）
 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（2014年）
 【地方公務員】 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

4 女性の就業状況

女性就業者の割合は、国や県と同様に本市も増加傾向です（図表 11）。2015(平成 27)年における本市の女性の年齢別労働力率は、結婚や出産期に当たる年代である 30 歳から 39 歳程度までの労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示しており、国や愛知県と比較すると、M字カーブを示すくぼみの部分がやや深くなっています（図表 12）。本市の経年の比較をみると、全体的に労働力率が上昇しているほか、M字カーブがわずかではあるものの緩やかになっており、徐々に改善されていることがわかります（図表 13）。

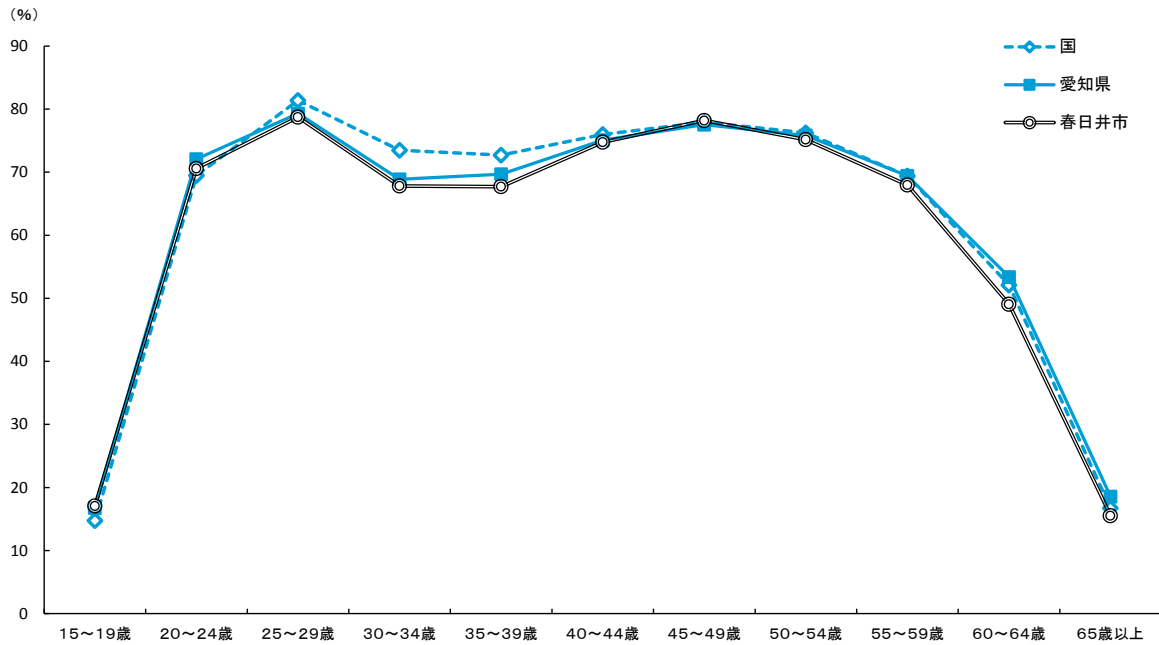
しかし、国の非正規雇用者の割合は男女ともに増加傾向であり、女性では半数以上が非正規雇用で働いています（図表 14）。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題があり、経済的困窮等に直面する人が増加する要因となっています。

【図表 11】（比較）女性就業者の割合



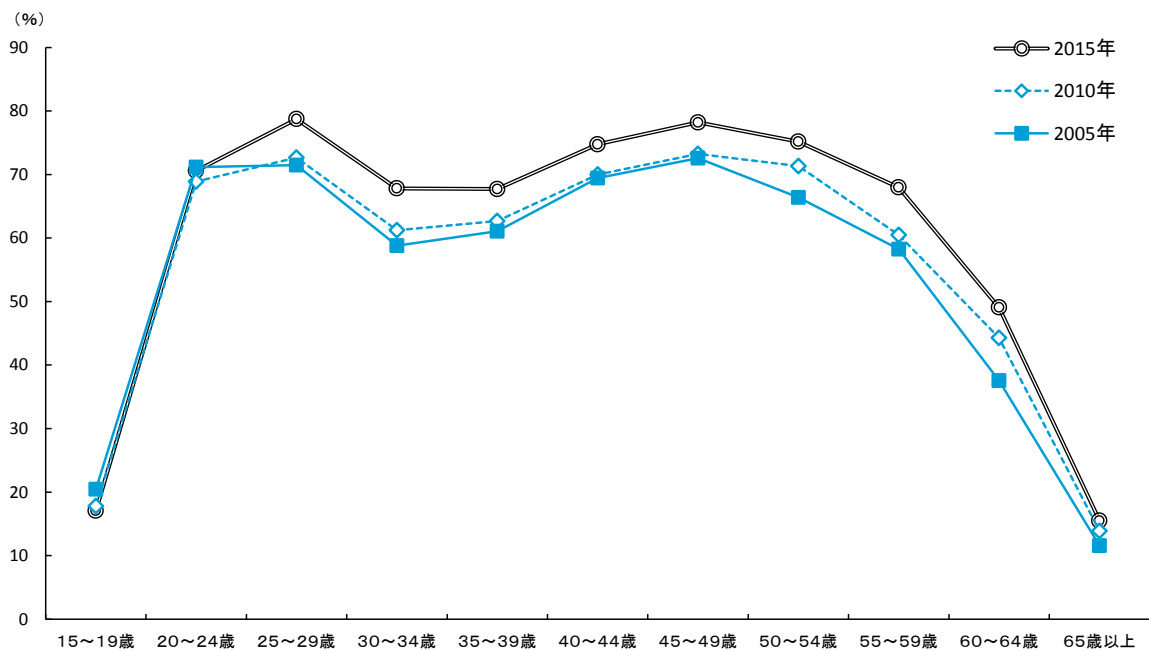
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 12】（比較）女性の年齢階級別労働人口比率



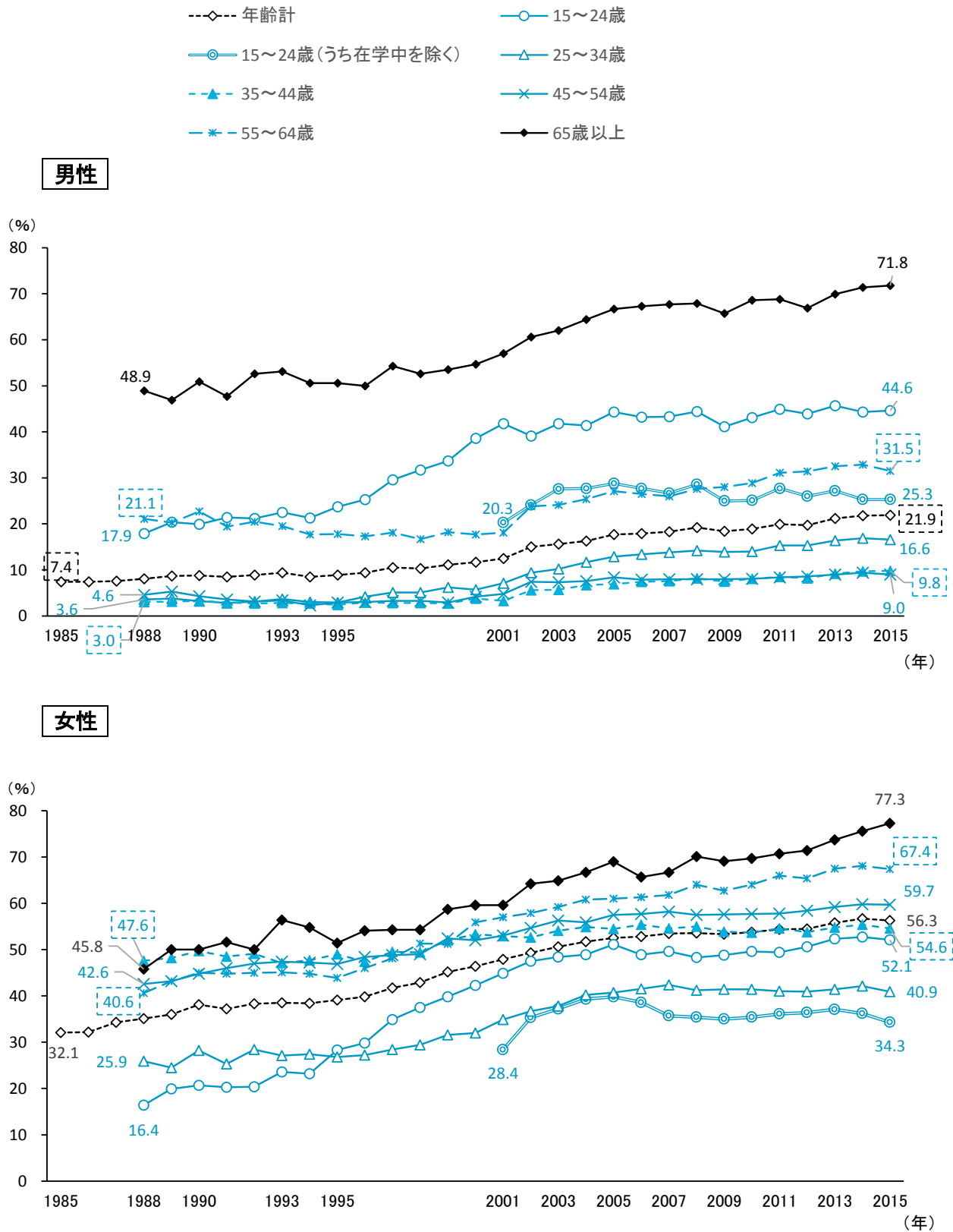
資料：総務省統計局「国勢調査（2015年）」

【図表 13】春日井市の女性の年齢階級別労働人口比率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 14】 国の年齢階級別非正規雇用者の割合の推移



資料：1985年～2001年 総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）
2002年～ 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）

第3章 プランのめざす方向

1 基本目標・基本理念

プランの基本目標は「男女共同参画社会の実現」を継承し、基本理念は春日井市男女共同参画推進条例第3条に基づき、次の5つとします。

【基本目標】 男女共同参画社会の実現

【基本理念】

春日井市男女共同参画推進条例第3条

● 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

● 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な性別役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

● 施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

● 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

● 国際的協調

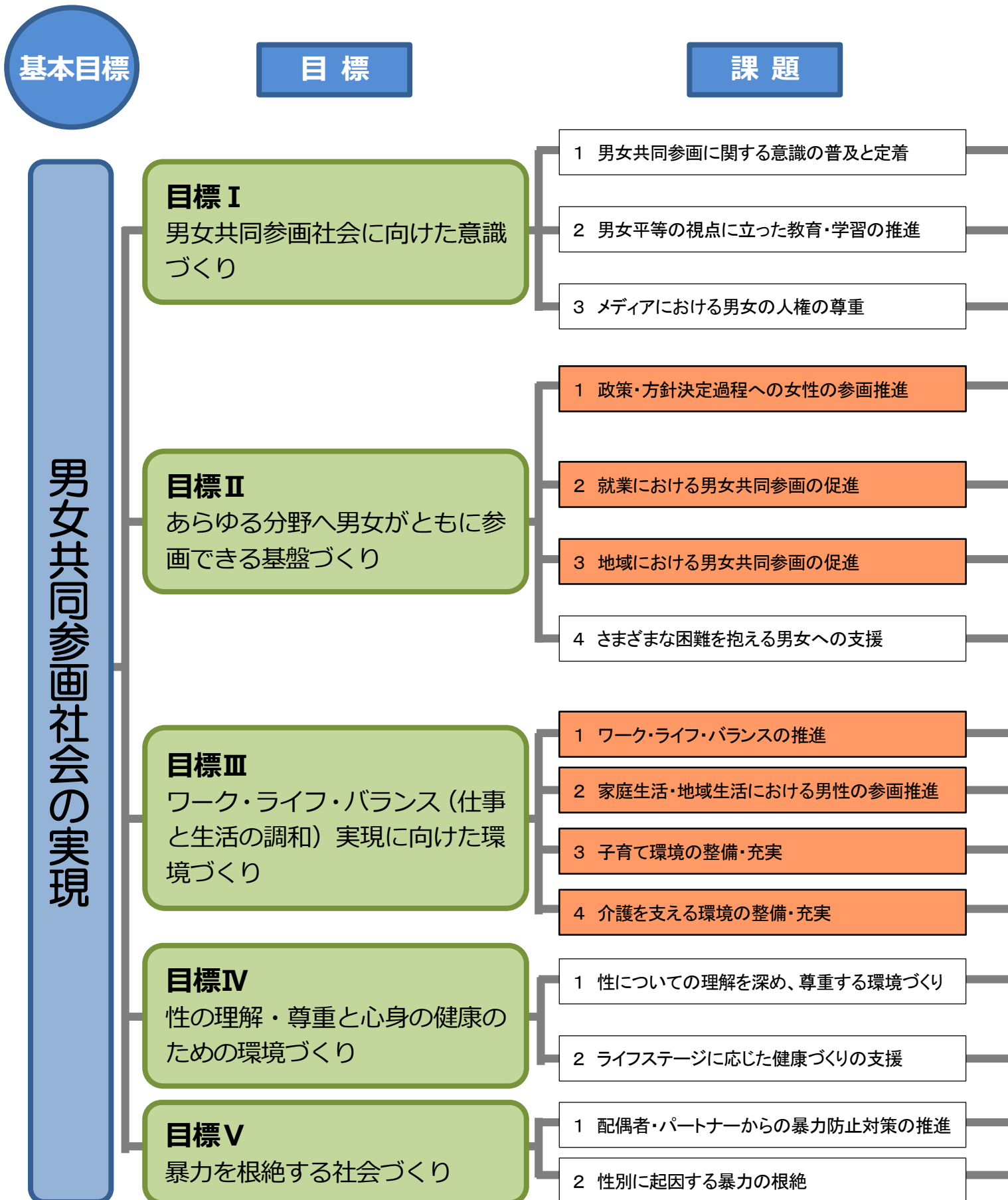
男女共同参画の推進に向けた取組みは、世界的視野のもとに行われること。

2 プランの全体像

市民とともにめざすべき基本目標に向かって、基本理念に基づき、段階的・総合的に進めていきます。



3 施策の体系



施策

- 1 男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進
- 2 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- 3 男女共同参画拠点施設の充実

- 4 子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進
- 5 男女共同参画の視点に立った学習機会の提供
- 6 教育・保育に携わる者や市職員などに対する男女共同参画意識の浸透

- 7 メディアリテラシーの向上
- 8 広報・刊行物などにおける性差別表現の排除

- 9 審議会などへの女性委員の積極的登用
- 10 事業者などにおける女性の参画促進・啓発
- 11 市における女性の参画推進
- 12 地域活動における意思決定過程への女性の参画促進とリーダーの育成

- 13 女性がより働きやすい職場環境の整備
- 14 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進
- 15 女性のチャレンジ支援

- 16 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及
- 17 安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進
- 18 防災活動への男女共同参画の促進

- 19 高齢者・障がい者への支援
- 20 ひとり親家庭への支援
- 21 在住外国人への支援

- 22 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- 23 事業者などに対する啓発と取組みへの支援

- 24 男性の主体的な家事・育児・介護の促進
- 25 参加しやすい地域活動の促進

- 26 子育て・保育サービスの充実
- 27 育児相談・保健指導の充実

- 28 介護サービス・介護予防サービスの推進
- 29 介護を担う人々への支援と介護サービス職員の資質向上

- 30 性・命に関する教育の充実
- 31 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
- 32 性の多様性への理解促進

- 33 心身の健康保持・増進のための環境整備
- 34 性差を考慮した相談体制の充実

- 35 春日井市DV対策基本計画(第2次)の取組みに基づく施策の推進

- 36 ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援

女性活躍推進法に基づいた推進計画

第4章 目標別課題と施策

目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

心豊かにいきいきと暮らせる社会を築くには、あらゆる場で誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つに、性別に基づく固定的役割分担意識があります。これは、人々の意識のなかに長い時間をかけて形成されたもので、時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、男女双方の個性と能力の発揮を妨げたり、男女間の格差や不平等を生み出すことにつながっています。

誰もが個性と能力を発揮できるよう固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着していくよう、意識改革の取組みを推進していきます。

これまでの主な取組み

- 男女共同参画情報紙「はるか」を発行し、多くの市民の目に留まるよう町内会回覧を実施
- 市民や社会活動団体の代表者からなる男女共同参画市民フォーラム実行委員会を組織し、事業の企画・運営に取組み、「女性活躍」、「子育て」、「介護」など市民に身近なテーマにより男女共同参画に関する意識づくりを推進
- 男女共同参画セミナーやレディヤン講座において、男女共同参画意識づくりを推進
- 男女共同参画月間に併せ市役所市民ホールや各公民館に啓発ポスター・パネルを設置
- 2016（平成28）年に男女共同参画に関する市民意識調査を実施
- 青少年女性センターで男女共同参画に関する図書を収集

課題1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

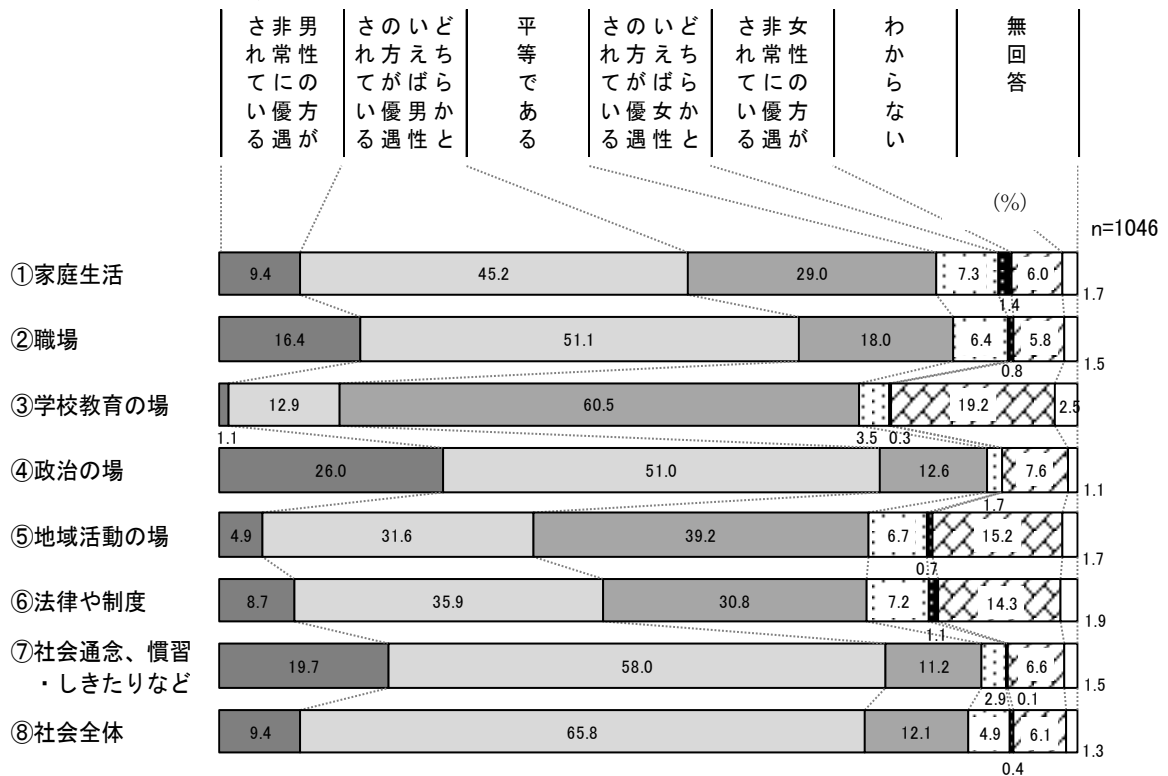
現状と課題

◆男女の地位の平等感は「男性優遇」の割合が依然として高くなっています。

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識については、「社会通念、慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」、「職場」などで『男性優遇』と感じている割合が高くなっています。一方で、「学校教育の場」では約6割の人が平等と感じています（図表15）。また、性別で見ると、「家庭生活」、「職場」など全ての項目で男性より女性の方が『男性優遇』と感じているという結果になっています（図表16）。

2010年の市民意識調査と比較しても、全ての項目で『男性優遇』のポイントは高くなっており、依然として男女の不平等感が残っていることがわかります。このような認識を変えていくためにも、男女共同参画に関する働きかけを継続的に推進していくことが必要です。

【図表15】各分野における男女の地位の平等意識



『男性優遇』…「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合算
『女性優遇』…「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合算

【図表16】男女別各分野における『男性優遇』の割合

	①家庭生活	②職場	③学校教育の場	④政治の場	⑤地域活動の場	⑥法律や制度	⑦社会通念慣習等	⑧社会全体
男性	38.9	64.2	9.8	67.9	27.0	34.3	73.7	68.6
女性	65.1	69.5	16.7	82.9	42.0	51.4	80.5	79.6

資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

◆**固定的性別役割分担の考え方は、男女や年齢で違いがあります。**

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方は、2010年の調査と比較すると、男女とも『賛成』のポイントはずかになくなってはいますが（図表 17）、『概ね賛成』は女性より男性が高くなっており、依然として男女で違いがみられます。年齢別では、年齢が高くなるほど『概ね賛成』の割合が高くなっており（図表 18）、年齢でも差があることがわかります。

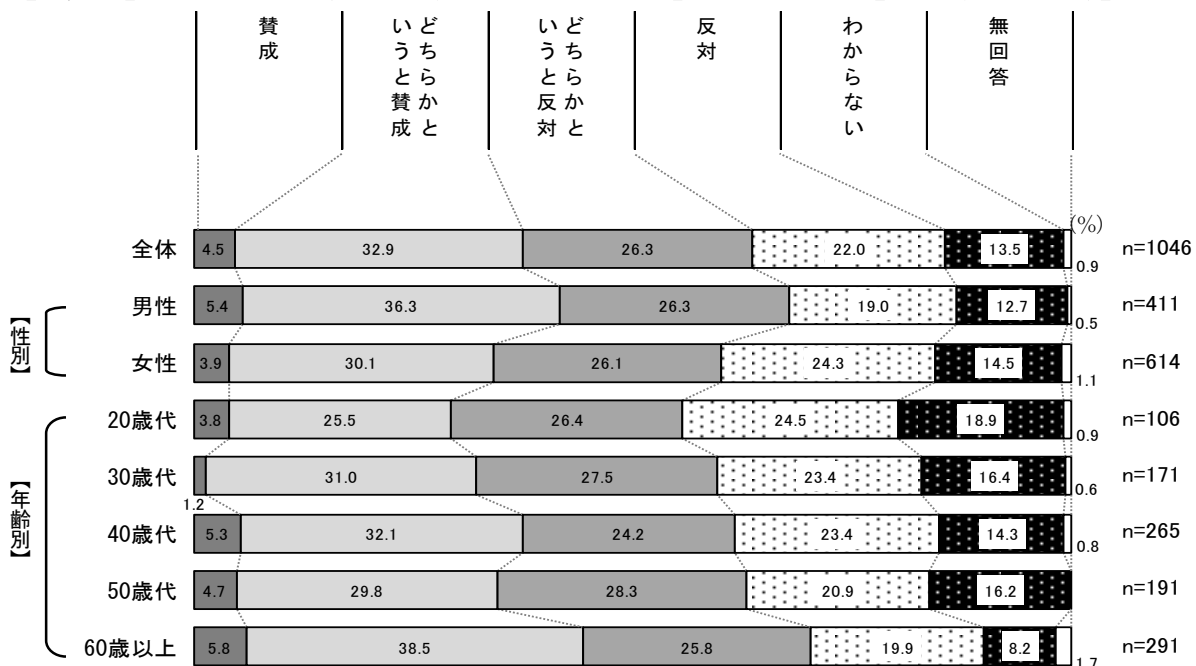
男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に主体的に参画できるよう、固定的性別役割分担意識の解消に取り組んでいくことが必要です。

【図表 17】男女別「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方
(%)

	2010年9月		2016年9月	
	男性	女性	男性	女性
『概ね賛成』	44.9	34.3	41.7	34.0
賛成	7.2	5.4	5.4	3.9
どちらかという賛成	37.7	28.9	36.3	30.1
『概ね反対』	45.1	52.2	45.3	50.4
どちらかという反対	27.8	28.7	26.3	26.1
反対	17.3	23.5	19.0	24.3
わからない	9.0	12.8	12.7	14.5

資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)
春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2010年)

【図表 18】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方【性別役割分担意識】



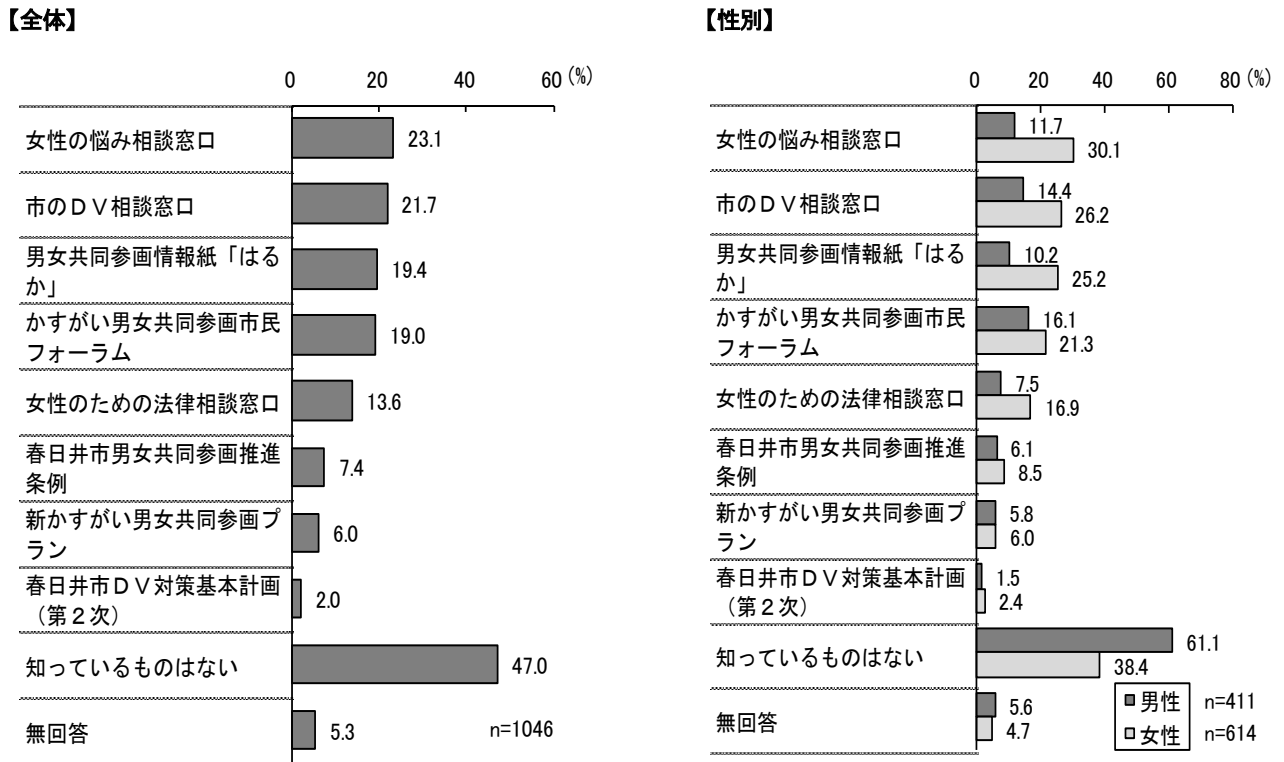
『概ね賛成』…「賛成」と「どちらかという賛成」を合算
『概ね反対』…「反対」と「どちらかという反対」を合算

資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

◆男女共同参画に向けての市の取組み認知度は高くありません。

男女共同参画社会の実現に向けての市の取組みの認知度は、男女共同参画情報紙「はるか」が2010年の調査では7.6%でしたが、今回の調査では19.4%と、11.8ポイント高くなっており、市民に浸透しつつあることがわかります。しかし、「知っているものはない」と回答した市民は47.0%と最も多く（図表19）、この内訳は、女性38.4%に対して男性61.1%であり、特に男性に対して市の男女共同参画の取組みを浸透させていくことが必要です。

【図表19】市の男女共同参画社会実現に向けた取組みの認知度

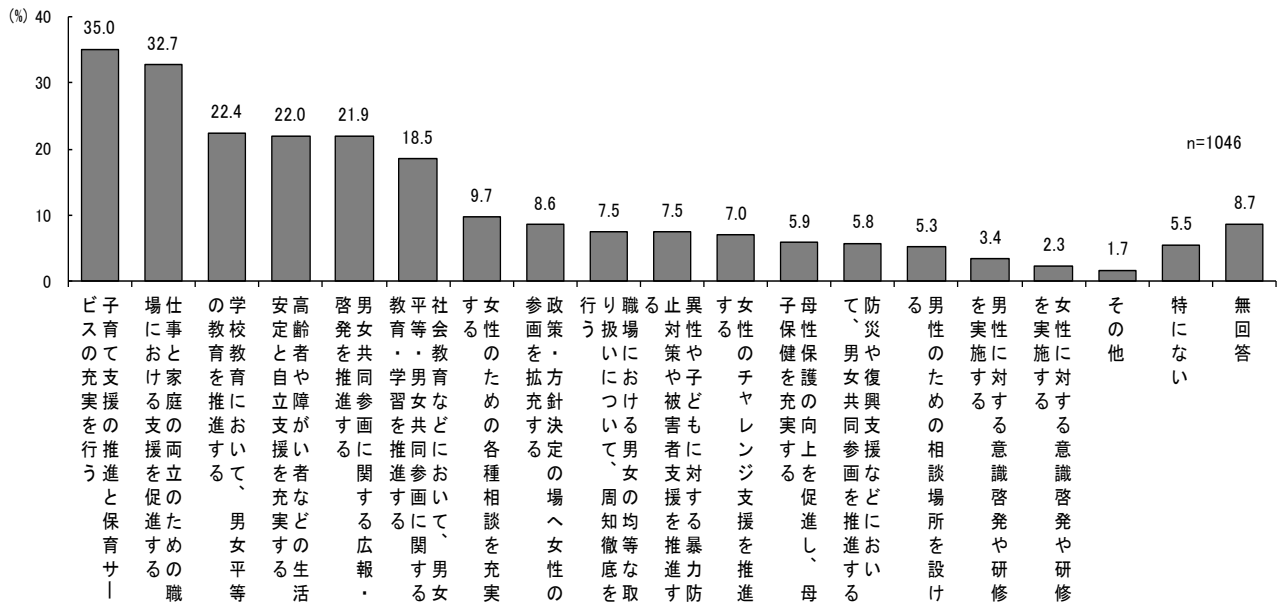


資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

◆市が力を入れるべきこととして、「子育て支援の推進と保育サービスの充実」、「仕事と家庭の両立のための職場支援」に期待しています。

市民は、男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべきこととして、「子育て支援の推進と保育サービスの充実」、「仕事と家庭の両立のための職場における支援」、「高齢者や障がい者などの生活安定と自立支援」などの環境整備とともに、「学校教育における男女平等教育」や「男女共同参画に関する広報・啓発の推進」などの意識改革にも期待しています（図表20）。

【図表 20】男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべきこと



資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

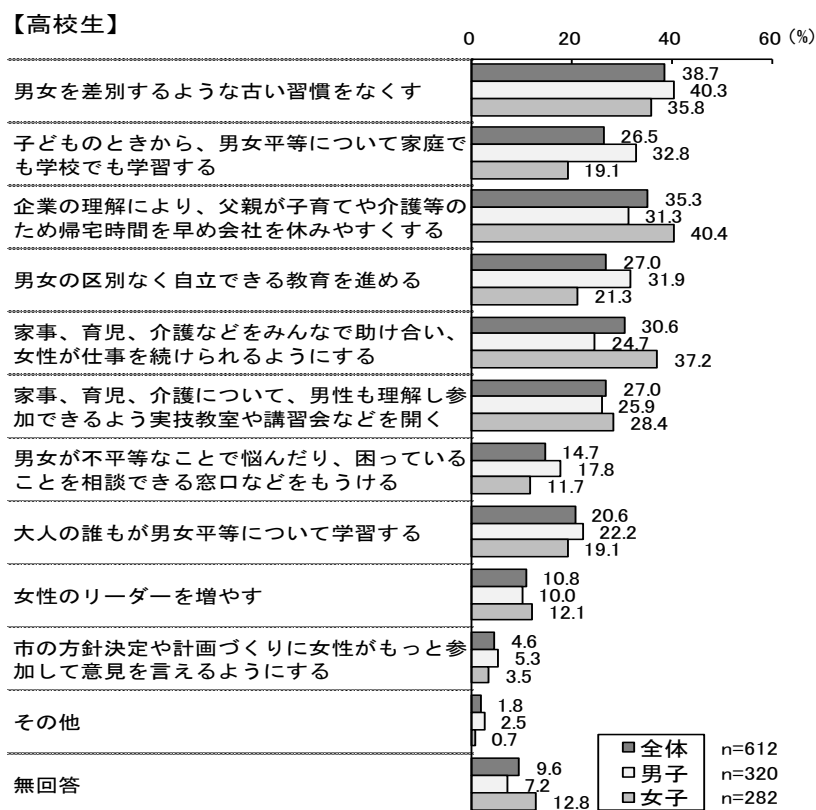
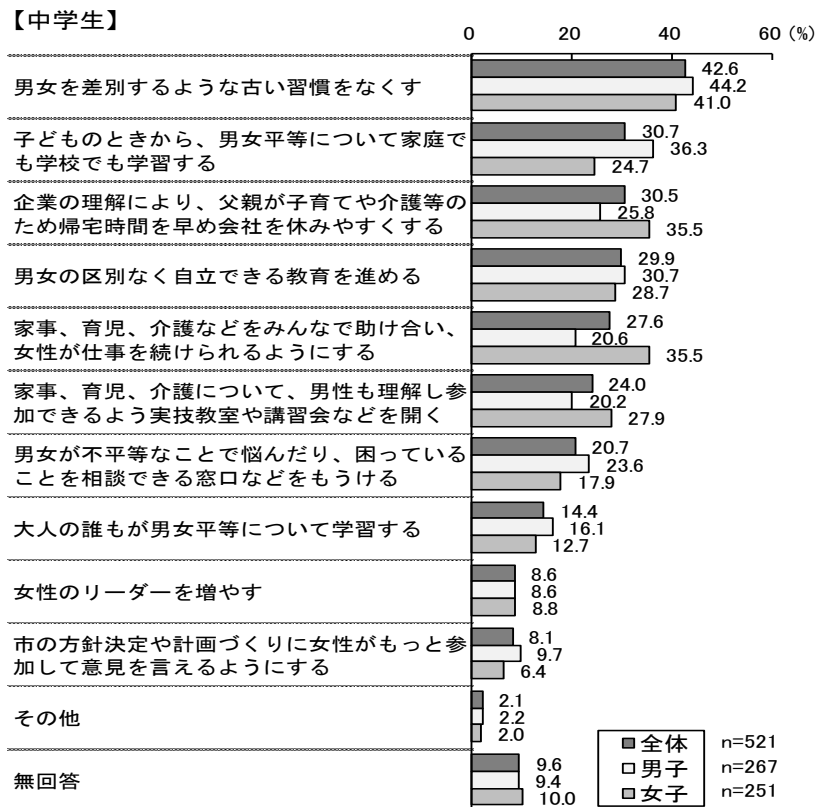
◆男女の人権が尊重されていないものとして「男女の固定的な役割分担意識」を挙げた市民は4割以上です。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。市民意識調査によると、男女の人権が尊重されていないと感じているものとして、「男女の固定的な役割分担意識」が40.3%となっています。また、男性の33.3%に対し、女性は45.0%であり、男女の意識に差があります。

また、中学生・高校生は、男女共同参画社会の実現のために力を入れるべき事業として「男女を差別するような古い習慣をなくす」の割合が高くなっています(図表21)。

男女の固定的役割分担意識は、男女それぞれの個性や能力を発揮することを妨げることや男女間の格差や不公平につながることを周知していく必要があります。

【図表 21】中学生・高校生 男女共同参画社会の実現のために市が力を入れていくべきだと感じるもの



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

男女共同参画を推進するためには、男女共同参画の意義について家庭、地域、職場などあらゆる分野において継続的に啓発していくことが必要です。そのため、広報紙や情報紙「はるか」での啓発や拠点施設である青少年女性センターを有効に活用し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
1	男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進 広報紙・情報紙などを通じ、市民一人ひとりが男女共同参画の意義について理解を深めるとともに、家庭、学校、地域、職場などにおいて、固定観念にとらわれた偏見や慣習・慣行の見直しに取り組みます。	1 市民・事業者などに向けた広報・啓発	継続	広報広聴課 男女共同参画課
		2 男女共同参画に関する国内法令・国際条約の周知	継続	男女共同参画課 経済振興課 人事課
		3 市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開	継続	男女共同参画課
		4 事業者における男女共同参画推進状況の把握	継続	男女共同参画課 経済振興課
2	男女共同参画に関する情報の収集・提供 国・県・及び他市などが発行する男女共同参画関連の資料や女性問題に関する資料を収集し、市民に提供します。また、男女共同参画に係る実態把握として、意識調査を実施し、情報提供を行います。	1 男女共同参画意識調査などの実施	継続	男女共同参画課
		2 ホームページの充実	継続 拡充	広報広聴課 男女共同参画課
3	男女共同参画拠点施設の充実 市の男女共同参画拠点施設である青少年女性センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供や講座、イベントの開催、相談などを行います。	1 男女共同参画に関する啓発・学習の全市的展開	継続	男女共同参画課
		2 男女共同参画に関する資料の収集・提供	継続	男女共同参画課
		3 女性相談窓口の充実	継続	男女共同参画課
		4 男性相談窓口の開設	継続	男女共同参画課

(注) 太枠□は重点項目です。

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	※ 19.4%	20.0%
春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	※ 7.4%	20.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	※ 48.3%	70.0%
社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 11.2%	20.0%
学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 60.5%	70.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査」2016年の数値です。

課題2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

現状と課題

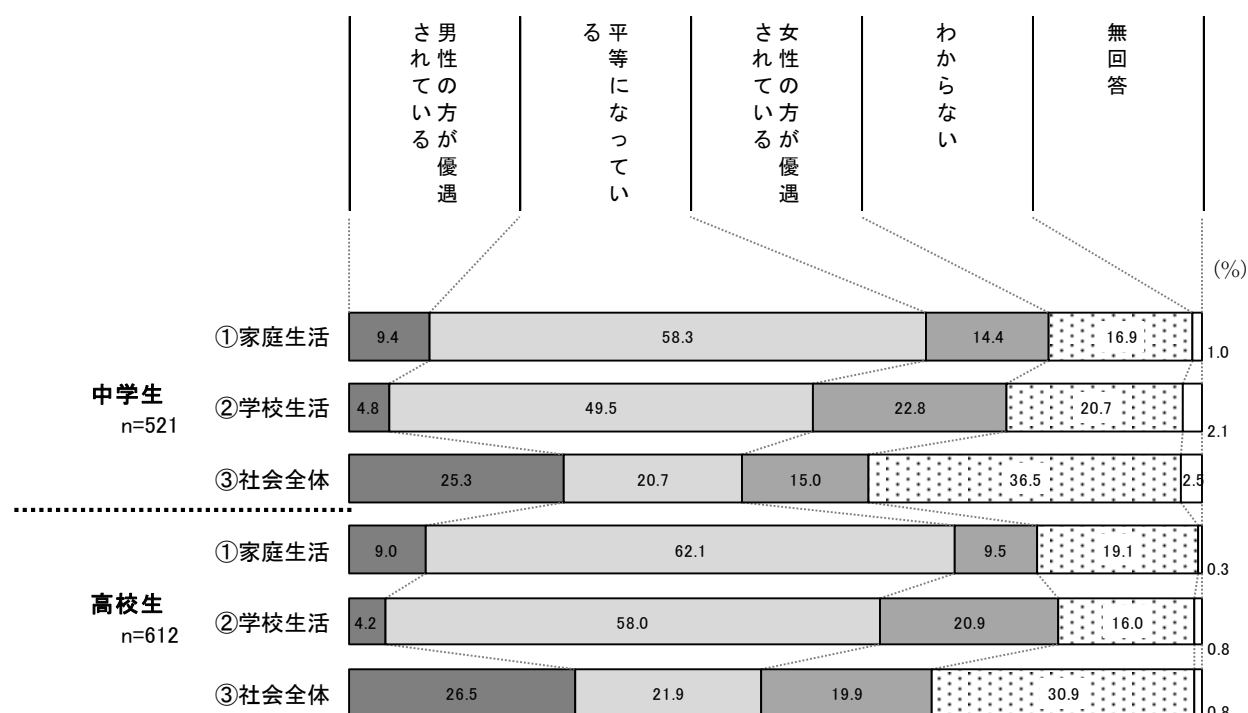
◆中学生・高校生にも固定的役割分担意識があります。

市民意識調査によると、中学生・高校生の男女平等意識は学校生活の場を除き、一般市民より高くなっています（図表15、図表22）。また、家族やまわりの人から「女らしくしなさい」、「男らしくしなさい」と言われたことのある中学生・高校生は、女子で約6割以上、男子は3割以上となっています（図表23）。

また、中学生・高校生は、男女の平等感が高いものの「荷物運びは男子がするもの」、「細かい気配りをする仕事は女子がよい」という男女の役割分担意識が高く、高校生では80.4%が「女性または男性にしか向いていない職業がある」と回答しています（図表24）。

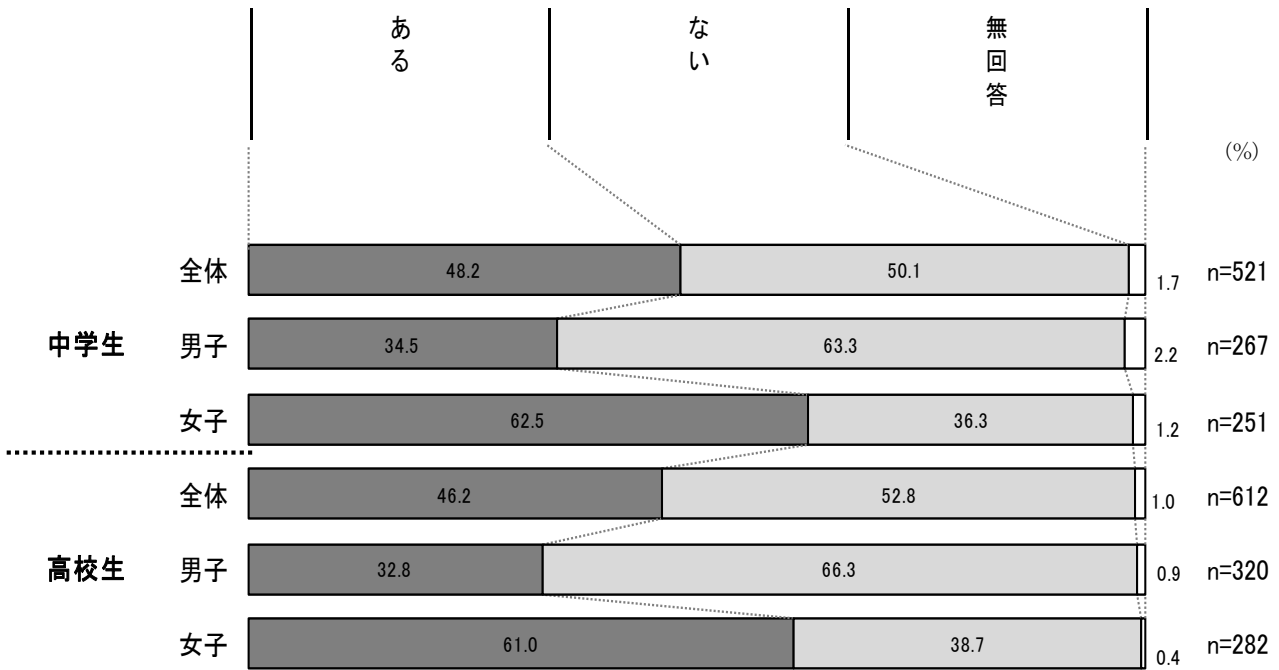
このため、子どもの頃から男女共同参画を当たり前のこととして理解し、自分の個性と能力を発揮できるよう将来を見据えた教育を推進することが必要です。また、学校教育だけでなく、社会教育においても男女平等・男女共同参画の考え方を広げていくことが必要です。

【図表22】中高生の家庭・学校・社会全体の男女平等意識



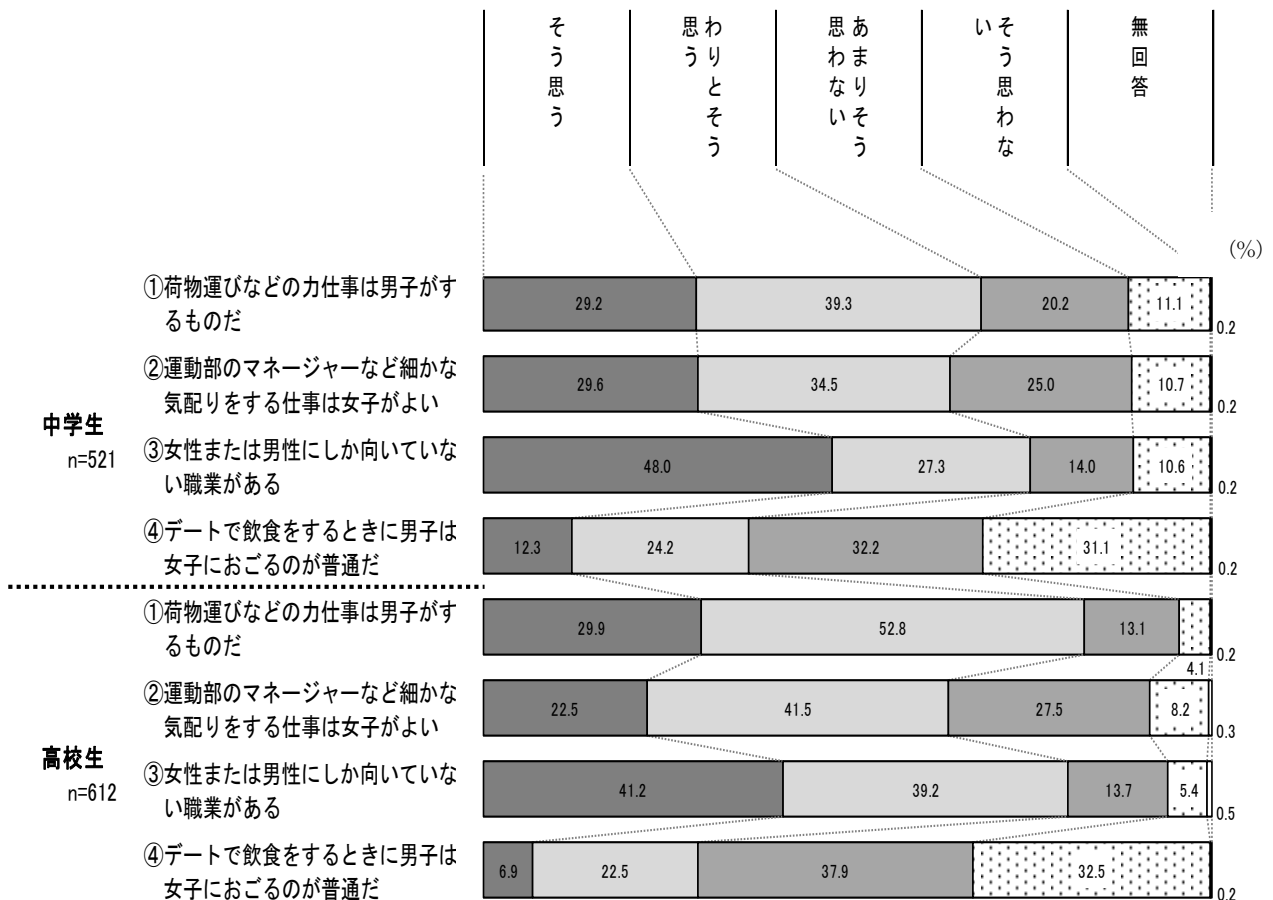
資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

【図表 23】 中高生男女別「女らしく」「男らしく」しなさいと言われた経験



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

【図表 24】 中高生の日常生活における男女の役割分担意識



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

男女共同参画を推進するためには、教育や学習を通して、男女共同参画に関する理解を深め、育んでいくことが必要です。特に子どもの頃の教育は、男女平等を礎とした自己形成を促す上でも重要です。

本市においては、発達段階に応じた男女平等に関する教育を充実していくとともに、教育・保育に携わる者や市職員などに男女共同参画の正しい理解が浸透するよう取り組んでいきます。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
4	<p>子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進</p> <p>子どもの頃から人権を尊重し、家庭・地域などさまざまな場において男女平等について認識を深めることが重要であることから、わかりやすい意識啓発を推進します。また、子どもの頃から自分で考え行動し、進路についても主体的に選択できるよう男女平等教育を推進していきます。</p>	1 人権尊重に関する意識の啓発	継続	広報広聴課
		2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	継続	文化・生涯学習課 学校教育課
		3 親子生涯学習講座の開催	継続	男女共同参画課 東部市民センター 文化・生涯学習課 (含公民館) ふれあいセンター 子育て子育て総合支援館 野外教育センター
		4 多様な進路選択を可能にするキャリア教育の推進	継続	学校教育課
5	<p>男女共同参画の視点に立った学習機会の提供</p> <p>生涯を通じ男女共同参画の視点を持ち、社会のあらゆる分野へ参画していくために必要な能力を高めることができるよう講座の開催など学習機会を提供します。また、女性だけでなく、男性の積極的な参加を促すため、魅力的なテーマの設定や開催時間帯の配慮に努めます。</p>	1 男女共同参画の視点に立った講座の開催	拡充	男女共同参画課
		2 男女共同参画セミナーの開催	拡充	男女共同参画課

(注) 太枠□は重点項目です。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
6	<p>教育・保育に携わる者や市職員などに対する男女共同参画意識の浸透</p> <p>男女共同参画に関する教育や学習を推進する上で指導者の育成が重要です。子どもの教育・保育に携わる者に対し、偏見や固定観念を助長することのないよう男女共同参画の視点を持った指導者の育成を推進します。また、市職員に対して、男女共同参画意識の向上を図り、指導的役割を果たすことができるよう、認識をさらに深化させる研修を実施します。</p>	1 教職員への研修の実施	継続	学校教育課
		2 保育士への研修の実施	継続	保育課
		3 職員への研修の充実	継続	人事課 男女共同参画課

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

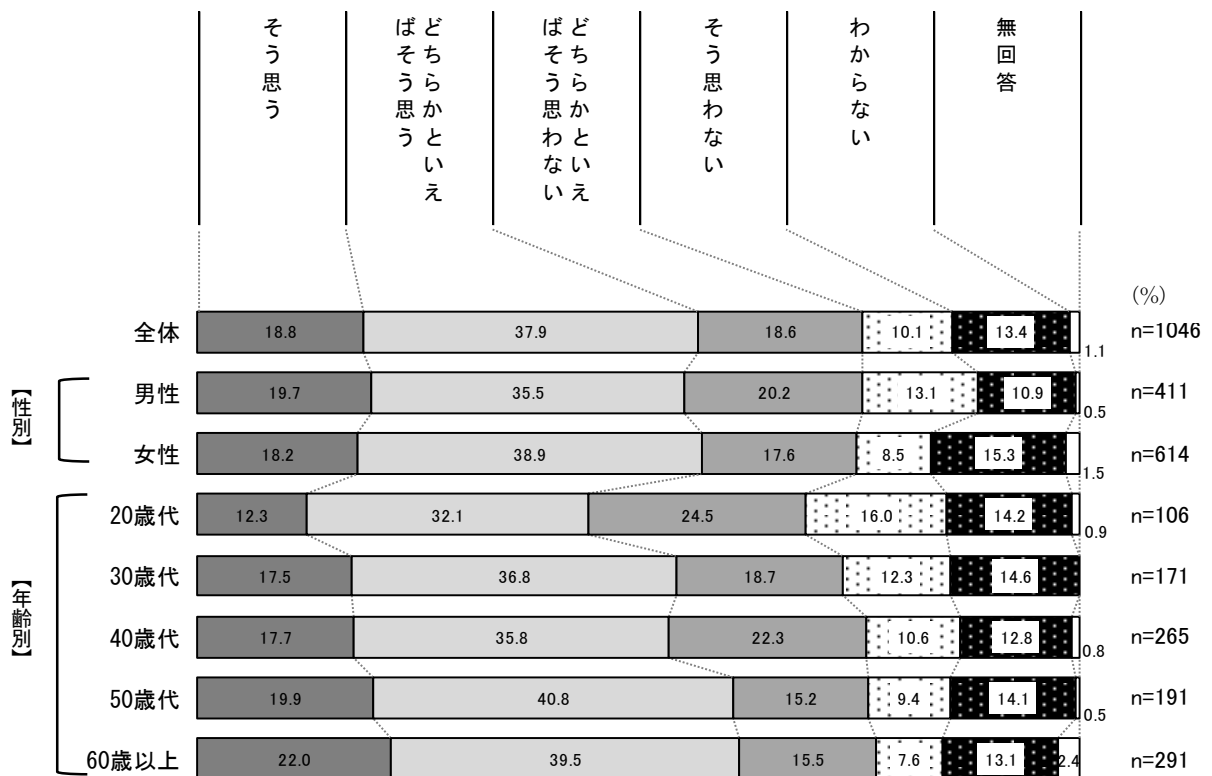
現状と課題

◆メディアの性・暴力表現に問題があると感じている市民は5割以上です。

テレビや新聞、雑誌、インターネットなどのメディアにおける性・暴力や固定的性別役割分担の表現について、問題があると思う市民は56.7%、そうではないと思う市民は28.7%でした(図表25)。

年齢が高いほど問題視する割合は高く、50歳代、60歳以上で6割以上となっています。特に問題があると考えられているのは、「社会全体の性に関する道徳観、倫理観が損なわれている」、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている」でした。メディアの表現方法や利用状況は多様です。膨大な情報が氾濫するなかで、メディアからの情報を利用するにあたっては、人権尊重や男女共同参画の視点に立ち、メディアリテラシー（メディアを読み解いたり表現したりする能力）を形成することが重要です。

【図表 25】メディアにおける性・暴力表現や固定的な役割分担表現に問題がある



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

SNS※²などの普及とともに、さまざまな情報が氾濫している現代社会において、メディアを通じた情報は、多くの人々に影響を与えます。性別役割分担意識にとらわれた表現や過激な暴力を扱った表現をなくし、人権に配慮した情報発信や男女共同参画の視点でのメディアリテラシーを育てる学習機会を提供します。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
7	メディアリテラシーの向上 社会に氾濫している情報を主体的に収集・判断し、情報を適切に発信する能力を育成するための学習機会を提供します。	1 メディアリテラシー向上への啓発・研修	継続	男女共同参画課 子ども政策課
		2 教育現場におけるメディアリテラシー教育の実施	継続	学校教育課
8	広報・刊行物などにおける性差別表現の排除 広報などの刊行物の発行やホームページの作成にあたっては、男女の人権の尊重、男女共同参画の視点に立った表現とし、事業者へは、性別に基づく固定観念を助長したり、性的側面のみを強調する表現を避けるよう、理解と協力を求めています。	1 広報など行政情報紙の点検・見直し	継続	広報広聴課 男女共同参画課
		2 性差別表現をなくすための啓発	継続	男女共同参画課

※² SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略。社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイトのこと。

市民ができること

- 性別により能力を判断したり役割を決めつけないで、一人ひとりの個性を尊重しましょう。
- 日々の生活のなかで、男女に不平等をもたらす習慣や慣行を見直していきましょう。
- 講座などに積極的に参加したり、家族で男女共同参画について話し合う機会をもちましょう。
- メディアリテラシーを身につけましょう。

事業者ができること

- 男女共同参画を理解し、性別により仕事を決めつけないようにしましょう。
- メディアを通して広報・PRを行う場合は、男女の人権を尊重し、性・暴力表現に注意し、固定的な性別役割につながらない表現に努めましょう。

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる基盤づくり

多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現においては、あらゆる分野において、男女がともに責任を担い、対等な立場で政策・方針決定の場に参画することが重要です。また、多様な人材活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れの観点からも女性の参画を進めていくことが必要です。働く場において、女性の就業率は上がっているものの、結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、希望する働き方での再就職が困難な場合があります。そのため、女性の非正規雇用の割合は高く、経済的に不利な状況に置かれるなど女性を取り巻く雇用環境は厳しいものになっています。女性の能力が十分に発揮され、男女の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへの女性の参画を推進します。

これまでの主な取組み

- 市の審議会等委員への女性登用率 30%以上の目標達成のため、「春日井市審議会等委員への女性の登用促進要綱」に基づき、事前協議を実施
- 2016(平成28)年4月に「女性活躍推進法に基づく春日井市特定事業主行動計画」を策定し、2021年3月までに市職員における一般行政職の管理職に占める女性の割合を10%以上とする目標を設定
- 子育てや介護などにより離職した女性の再チャレンジのための各種講座や働く女性のキャリアアップのための講座を開催
- 男女を問わず就職支援を行うため、年2回の就職フェアを開催
- 災害時に住民自らが活動できるよう、自主防災会・自治消防団のリーダーを対象に研修会を開催
- 在住外国人が安心して生活ができるよう外国人相談の実施や外国語版チラシ等の作成、日本語講座の開催、市ホームページで外国語自動翻訳機能を提供

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

現状と課題

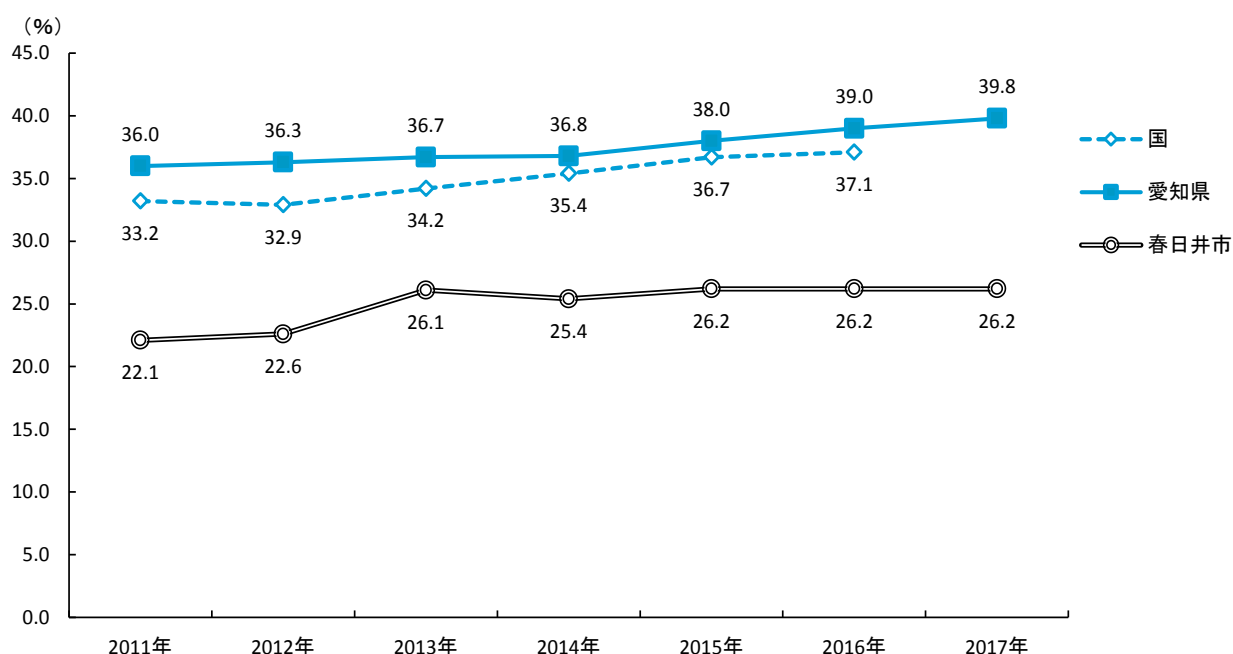
◆意思決定の場においては男性の占める割合が高いのが現状です。

近年、さまざまな分野において女性の参画が拡大しつつありますが、政策決定や方針決定など、団体や組織などの意思決定の場においては男性の占める割合が高いのが現状です。多様性に富んだ活力ある豊かな社会を築いていくためには、政策・方針決定過程への女性の参画をさらに拡大していくことが必要です。本市での各種審議会等委員への女性登用率は26.2%で、2011(平成23)年と比較すると4.1ポイント高くなっています(図表26)。また、市職員の管理職に占める女性の割合は9.2%で、2年前と比較すると2倍に増加しています(図表27)。

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により具体的な数値目標を掲げましたが、男女の比率には依然として大きな差があります。市内事業所における管理職の割合についても同様に女性の割合が低い状況です(図表28)。

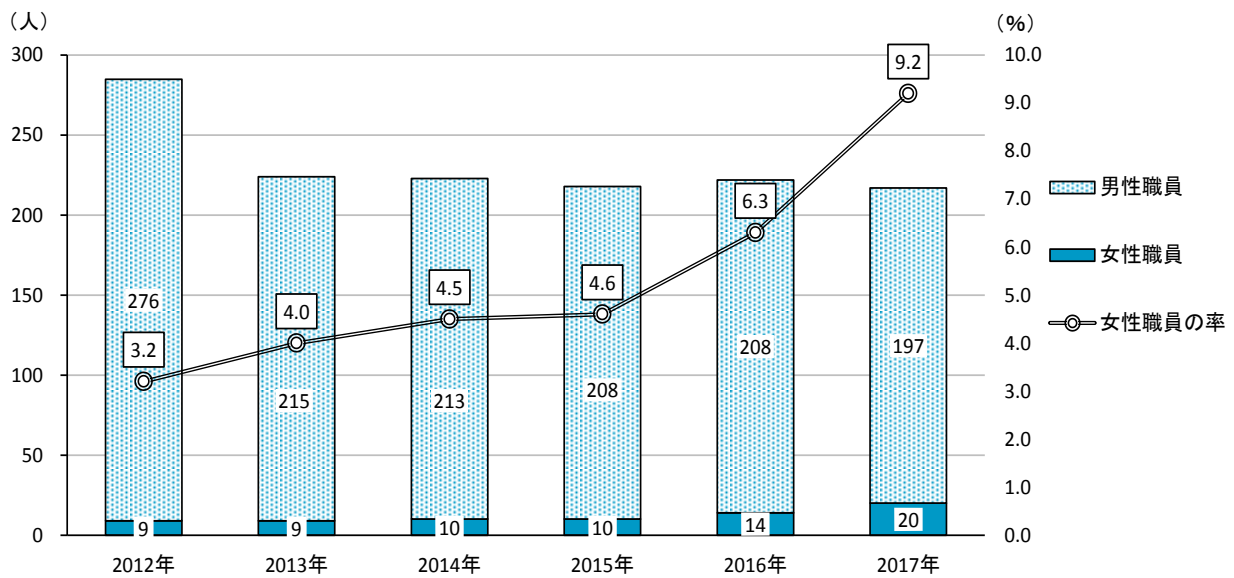
今後も、あらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、事業者や地域などへ継続的に働きかけを行うことが必要です。

【図表26】 審議会等委員への女性登用率の推移(法令・条例に基づくもの)



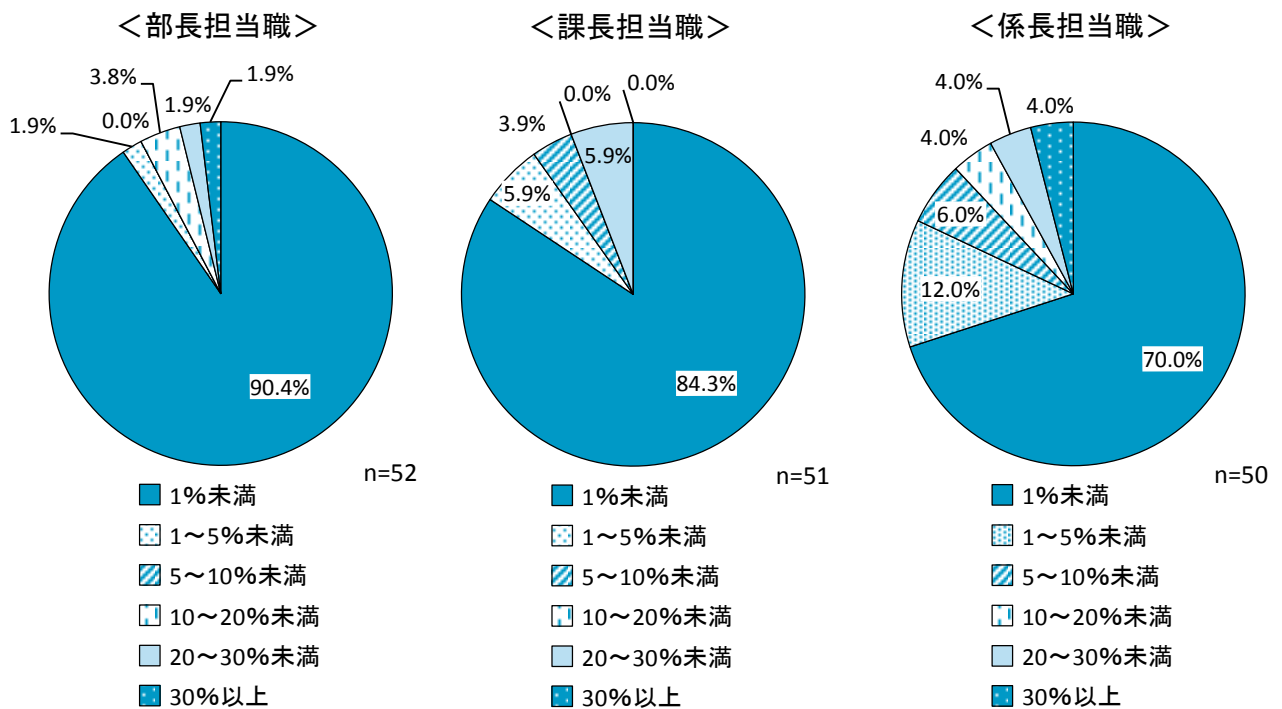
資料：国・内閣府 男女共同参画白書
県・県民生活部 愛知の男女共同参画
市・男女共同参画課

【図表 27】市の管理職（課長補佐級以上の役職の職員）への女性登用状況の推移【一般行政職】



資料：男女共同参画課（各年とも4月1日データ）

【図表 28】市内事業所における女性管理職等の割合

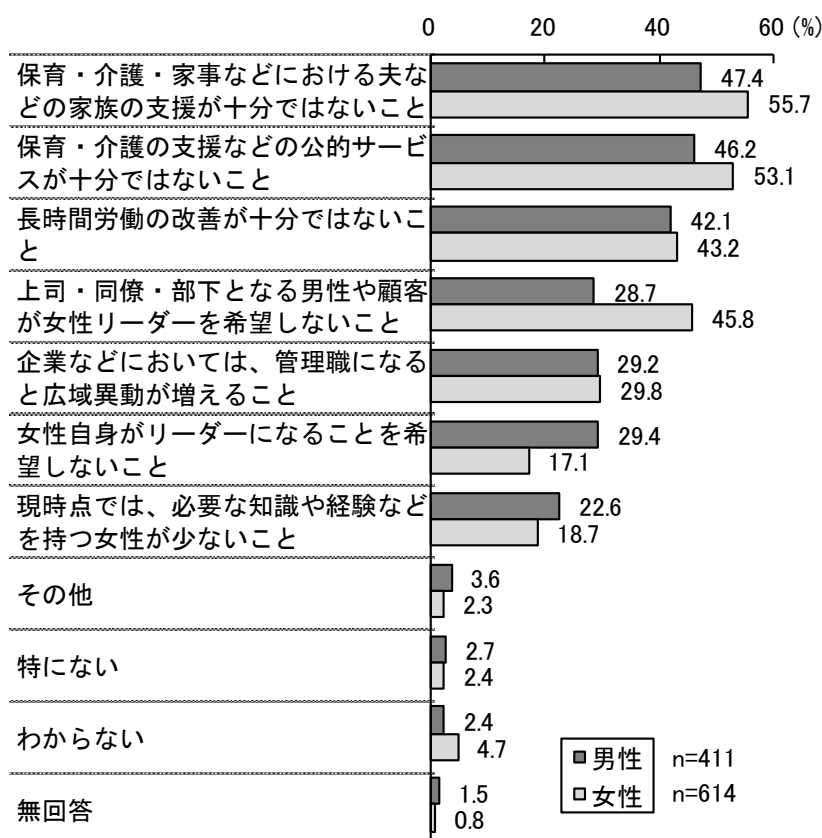


資料：春日井市「男女共同参画についての事業者アンケート」(2015年)

◆女性リーダーを増やすためには家族の支援、公的サービスによる支援が必要です。

市民意識調査によると、女性のリーダーを増やすときに、障害となるものとして、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が高い割合となっています（図表 29）。今後、政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向け、女性が能力を発揮できるための支援とともにポジティブ・アクション^{※3}も視野に入れて、女性が参画しやすい環境づくりを進める取組みが必要です。

【図表 29】政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに、障害となるもの



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

※³ ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や、過去の経験から生じている男女労働者間の格差を解消し、女性の能力発揮を図るために行う積極的改善措置。

今後の取組み

男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野において、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大していくことが必要です。引き続き審議会などでの女性委員登用率 30%以上の目標に向け、女性委員の積極的登用を推進するとともに、事業者などにおける女性の参画が促進されるよう啓発を進めます。また、地域活動団体においても女性が代表者として参画できるようリーダーの育成を支援していきます。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
9	審議会などへの女性委員の積極的登用 市の審議会などでの女性委員登用率 30%以上を目標に登用を進めるため、「女性の登用促進要綱」による事前協議を徹底し、女性委員がいない審議会の解消に努めていきます。また、女性が培ってきた力をさまざまな分野で発揮できるよう、女性の人材情報を収集・整理し、適切な人材情報を提供します。	1 審議会等への女性委員の登用推進	継続	男女共同参画課
		2 人材リストの充実	継続	男女共同参画課
10	事業者などにおける女性の参画促進・啓発 事業者などにおいて、女性の能力が正しく評価され、政策・方針決定過程への女性登用が進められるよう、集会の場や講座を活用した働きかけを行います。また、男女の職域を拡大し、能力発揮に向けた取組みを推進します。	1 事業者などへの女性登用の促進	継続	男女共同参画課 経済振興課
		2 職業能力の開発・向上	継続	企業活動支援課
11	市における女性の参画推進 市においても、職員の職域の拡大及び能力発揮に向けた取組みを進めることにより、管理職への女性職員の登用を推進します。	1 女性職員の管理職への登用促進	継続	人事課
		2 職域の拡大	継続	人事課
		3 職業能力の開発・向上	継続	人事課

(注) 太枠□は重点項目です。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
12	地域活動における意思決定過程への女性の参画促進とリーダーの育成 地域活動団体において、女性が構成員に留まらず、代表者として意思決定の場へ参画できるよう啓発を進めるとともに、リーダーの育成を支援します。	1 人材育成セミナーなどの情報提供	継続	男女共同参画課 経済振興課
		2 女性団体への活動支援	継続	男女共同参画課
		3 自主的学習への支援	継続	文化・生涯学習課
		4 地域活動団体などへの女性登用促進	継続	市民活動推進課 男女共同参画課

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
審議会等委員への女性の登用率	26.2%	30.0%
女性委員のいない審議会等の数	1	0
市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）	9.2%	10.0%

課題2 就業における男女共同参画の促進

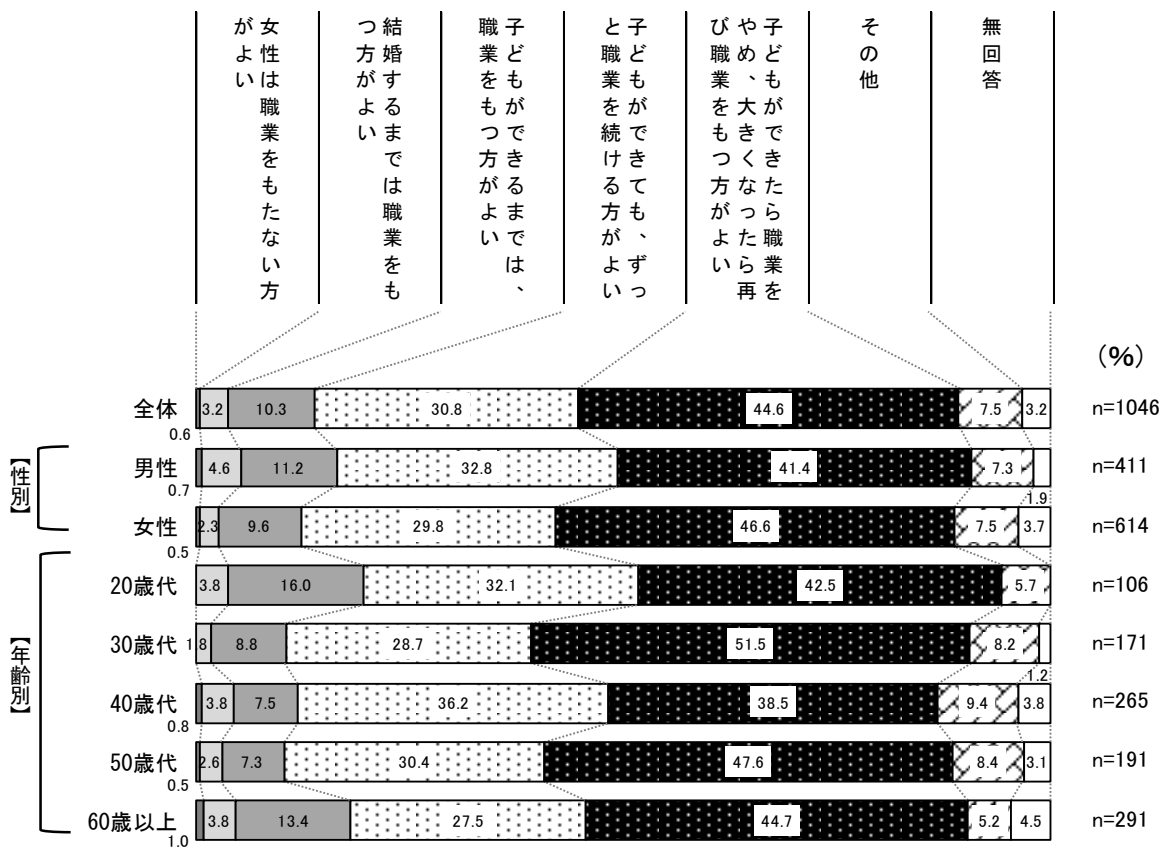
現状と課題

◆「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増えています。

少子高齢化による労働力人口の減少が進むなか、将来にわたり持続可能で豊かな社会を維持していくためには、女性が能力を発揮し、活躍できる就業環境を整備することが必要です。

本市の女性の労働力人口比率を見ると、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から30歳にかけて一旦下がり、子育てが一段落した40歳代から再び上昇するいわゆるM字カーブを描いています(図表13)。そのくぼみは年々浅くなっており、就業を継続する女性が増加していることがわかります。市民意識調査においても「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が2010(平成22)年が26.9%であったのに対し、2016年は30.8%となり(図表30)、女性の就業の意識が高まっていることがうかがえます。こうしたことから、就業における男女共同参画の促進を図り、育児・子育ての期間においても、男女が協力し合い、女性が継続して職業に携わることができる基盤づくりとともに多様な働き方に対する条件整備などが必要です。

【図表30】女性が職業をもつことについての考え方



資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

男女ともに均等な雇用機会と待遇の確保を推進するとともに、固定的性別役割分担意識の解消やセクシャル・ハラスメントの防止対策を推進していきます。

商工業・農業などの自営業においては、女性は従業者として重要な役割を果たしているにもかかわらず、経営をめぐる重要な場に参画していない、また、就業時間や休日の取り決めがないという実態がみられるため、家族経営協定を締結するなど労働条件を明確化し、就労環境の改善を促す取組みを進めていきます。

また、再就職や起業をめざす女性に対する支援として、実用的な講座の開催や経営に関する情報提供などを行います。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
13	<p>女性がより働きやすい職場環境の整備</p> <p>男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いの禁止など、男女の雇用機会の均等を推進するとともに、職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止対策を講じるよう事業者へ周知します。</p> <p>母性が尊重され、働きながら安心して出産ができる職場環境の整備に向けて、事業者、労働者双方に働きかけていきます。</p> <p>また、就業上の悩みなど、さまざまな問題に対処する相談体制の充実を図ります。</p>	1 職場における男女の均等な機会・待遇の確保	継続	男女共同参画課 経済振興課 人事課
		2 職場復帰研修などの実施	継続	経済振興課 人事課
		3 労働に関する各種相談体制の充実	継続	広報広聴課 男女共同参画課 子ども政策課 経済振興課 人事課
14	<p>商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進</p> <p>女性が家族従事者として果たしている役割が正当に評価され、経営上のパートナーシップが確立されるよう啓発します。また、働く女性のネットワークづくりへの支援を行います。</p>	1 家族経営協定などの周知	継続	農政課
		2 農業経営の改善支援	継続	農政課
		3 女性経営者、女性従業者のネットワークへの支援	継続	男女共同参画課 経済振興課

(注) 太枠□は重点項目です。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
15	女性のチャレンジ支援 子育てや介護などで一旦仕事を中断した女性の再チャレンジを支援するため、情報提供や相談の充実に取り組むとともに、事業者の理解を広めていきます。また、起業を希望する女性に対し情報提供を行います。	1 就業支援や職業訓練のための情報提供	継続	男女共同参画課 経済振興課
		2 女性のキャリアアップのための講座の開催	継続	男女共同参画課
		3 就業・起業に対する支援	継続	男女共同参画課 経済振興課

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	※ 86.1%	95.0%
職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 18.0%	30.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査」2016年の数値です。

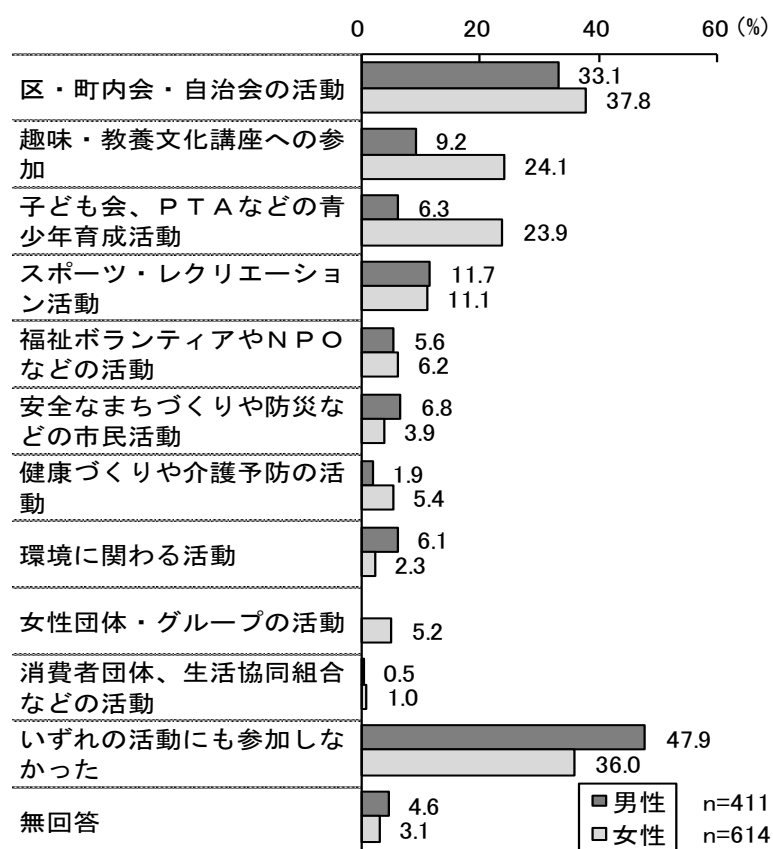
課題3 地域における男女共同参画の促進

現状と課題

◆地域活動への参加状況は女性より男性の方が低い傾向にあります。

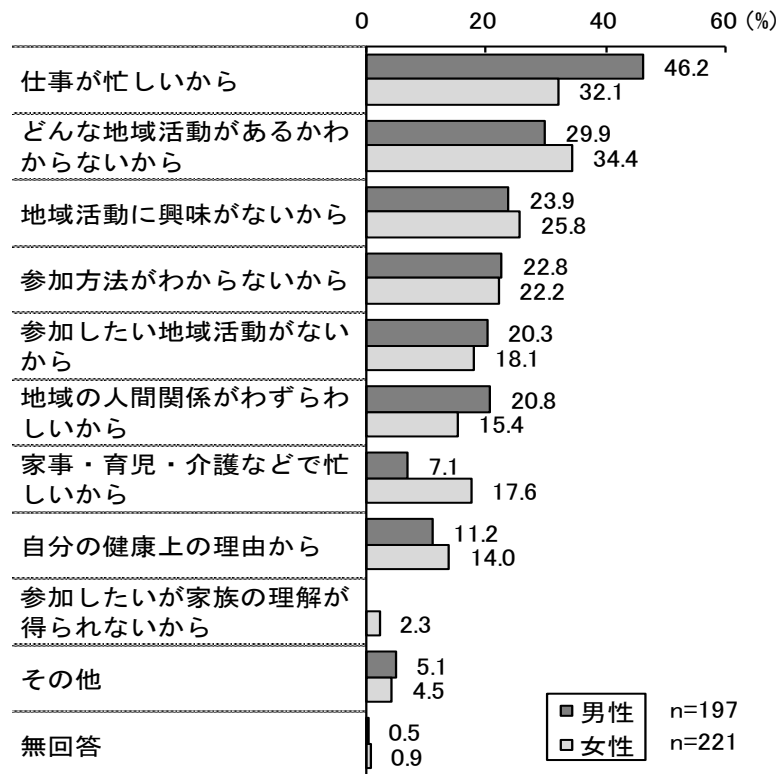
活力と魅力のある地域社会を構築するためには、区・町内会・自治会活動や子ども会、PTA 活動などに男女が対等な構成員として参画し、協働して活動することが必要です。市民意識調査によると、地域活動の場における男女の平等意識は、「平等である」が39.2%で2010年の市民意識調査と比較すると3.8ポイント高くなっています(図表15)。しかし、地域活動への参加状況を見ると女性に比べ男性が低い傾向にあります(図表31)。男性がいずれの活動にも参加しなかった理由としては「仕事が忙しい」が最も高くなっていますが、「どんな地域活動があるかわからない」、「参加方法がわからない」という理由も多くなっています(図表32)。そのため、男女共同参画について啓発するとともに地域活動に参加するきっかけづくりや担い手づくりを進めることが必要です。

【図表31】 地域活動への参加状況



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

【図表 32】 いずれの活動にも参加しなかった理由



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

区・町内会・自治会などの地域活動は地域住民が安心して充実した生活を送るための重要な役割を担っていますが、少子高齢化の進行などにより、地域住民が本来持つ地域力の低下が懸念されています。そこで、男女共同参画の視点を踏まえ、男女がともに参画する防災・防犯活動、環境活動などを通じて、地域における安全・安心なまちづくりを推進します。特に防災については、災害時に多様なニーズに配慮した対応ができるよう新たに施策に掲げ、取組みを進めていきます。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
16	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及</p> <p>男女がともに地域活動に参加することの意義について理解を深めるよう啓発していきます。また、地域活動の情報提供や交流の場の提供などネットワークづくりへの支援を行います。</p>	1 市民協働の推進	継続	市民活動支援センター
		2 区・町内会・自治会への支援	継続	市民活動推進課
		3 PTA連絡協議会への支援	継続	学校教育課
		4 団体、グループへの支援	継続	男女共同参画課 東部市民センター 文化・生涯学習課 (含公民館) ふれあいセンター 市民活動支援センター
		5 地域活動のネットワークづくりへの支援	継続	市民活動推進課
		6 ボランティア・NPOへの支援	継続	市民活動支援センター 地域福祉課(社会福祉協議会)
17	<p>安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進</p> <p>犯罪や事故がなく、環境にも配慮した安全なまちづくりをめざすため、男女共同参画の視点を取り入れ、活動の活性化を図ります。</p>	1 環境活動における女性の参画促進	継続	環境政策課
		2 地域の安全なまちづくり活動への支援	継続	市民安全課 子ども政策課 学校教育課

No	施策	事業	方向性	主な担当課
18	防災活動への男女共同参画の促進 災害時には多様なニーズに配慮した対応が必要であり、日頃から地域での防災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、適切に避難所運営や被災者支援等が行われるよう取組みを進めます。また、高齢者、障がい者、妊産婦や外国人など災害時に支援が必要な人々への対応を進めます。	1 地域防災活動への女性の参画拡大	拡充	消防総務課
			継続	市民安全課 消防救急課
		2 多様な視点による災害対策の構築	継続	市民安全課 消防救急課 地域福祉課

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
町内会・自治会長の女性の割合	11.8%	15.0%
安全・安心まちづくりボニターの男女比率	女性比率 27.6%	男女比率の均衡
小中学校のPTA会長の女性の割合	21.1%	25.0%
地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 39.2%	40.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査」2016年の数値です。

課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

現状と課題

◆誰もが家庭や地域で自立し、安心して暮らせるための支援が必要です。

高齢者、障がい者、ひとり親家庭、在住外国人などにおいては、近年の社会経済情勢や雇用環境の変化にともない、貧困や地域からの孤立などによって、多くの困難に陥る傾向があります。また、非正規労働者の増加や単身世帯の増加についても、同様の状況が指摘されています。誰もが家庭や地域で自立し、安心して暮らしていける社会づくりが求められることから、さまざまな困難を抱える男女に対し、自立した生活への支援を個人の生き方に沿った形で実施していくことが必要です。

今後の取組み

誰もが安心して生活できる社会を実現するために、高齢者や障がい者などさまざまな困難を抱える男女への支援を行います。また、市の福祉サービスの提供体制の充実を図り、それらを有効活用できるよう取組みを進めます。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
19	高齢者・障がい者への支援 ノーマライゼーション※ ⁴ の理念のもと、高齢者や障がい者であるかにかかわらず、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画を推進するためのホームヘルプサービスや生活用具給付などの支援を行います。	1 高齢者・障がい者自立支援	継続	広報広聴課 地域福祉課（社会福祉協議会） 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 図書館
		2 障がい者生活支援相談の充実	継続	障がい福祉課
		3 障がい者多数雇用企業等優先発注制度の実施	継続	障がい福祉課
		4 生活福祉資金の貸付	継続	地域福祉課（社会福祉協議会）

※⁴ ノーマライゼーション

高齢者や障がい者が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方。

No	施策	事業	方向性	主な担当課
20	ひとり親家庭への支援 ひとり親家庭の自立のために、母子自立相談員の派遣や経済的な支援を行います。	1 ひとり親家庭相談	継続	子ども政策課
		2 母子寡婦福祉資金等の貸付	継続	子ども政策課
		3 日常生活支援	継続	子ども政策課
21	在住外国人への支援 在住外国人が円滑に市民生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点を反映した多文化共生への支援を行います。	1 外国人のための相談	継続	広報広聴課
		2 外国語による生活情報の提供	継続	広報広聴課 市民活動支援センター
		3 異文化理解のための講座の開催	継続	市民活動支援センター 東部市民センター 文化・生涯学習課 (含公民館)
		4 国際協調のための交流	継続	市民活動支援センター

市民ができること

- 審議会等の市民公募委員へ応募したり、ボランティア活動など積極的に参加しましょう。
- 地域防災活動に女性も含めて取り組みましょう。
- 日常生活で支援が必要な人がいるときは協力しましょう。
- 女性も責任ある立場に積極的に参画しましょう。また、家族も協力しましょう。

事業者ができること

- 男女共同参画を推進し、女性がより働きやすい環境を整備していきましょう。
- 仕事を中断した人が、職場復帰がしやすいよう支援しましょう。
- 家族従業者として商工業・農業などの自営業に従事する女性が男性と対等なパートナーとして経営に参加できるよう、家族間のルールづくりをしましょう。
- さまざまな分野でポジティブ・アクションを推進しましょう。

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じた自己実現を可能にするとともに、家庭生活においても家事・育児・介護などの責任を分かち合っ安心して暮らしていく上で重要なものです。男女とも、長時間労働を当たり前としない働き方を構築し、ワーク・ライフ・バランスを実践していくことが、男女共同参画社会の実現につながります。また、企業にとっても長時間労働の削減や育児休業・介護休業などの取得促進を積極的に行うことにより、優秀な人材の確保や生産性の向上にもつながります。

ワーク・ライフ・バランスの重要性について、企業等に働きかけ、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動など自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していきます。

これまでの主な取組み

- ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットを作成し、市内事業所等に配布
- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを市内事業所対象に開催
- 男性の家事・育児・介護などのスキルアップのための講座を開催
- 子育て・保育サービスの充実を図るため、「こんにちは赤ちゃん訪問」や育児相談等の事業を実施
- 介護者負担軽減のための配食サービスやショートステイ事業を実施

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

◆男性は「仕事を優先」、女性は「家庭生活を優先」している割合が高いです。

市民意識調査によると、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の理想と現実には大きな差があることがわかります。男女ともに理想は、「仕事・家庭生活をともに優先」が最も高くなっていますが、現実では男性は、「仕事を優先」が最も高く、女性は「家庭生活を優先」が最も高くなっています（図表33）。

ワーク・ライフ・バランスを実現させるためには、この理想と現実の差を小さくしていくことが求められています。

【図表33】「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の理想と現実 (%)

			独立優先				両立				
			「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	優先 「地域・個人の生活」を	計	「仕事」「家庭生活」を ともに優先	「仕事」「地域・個人の 生活」をともに優先	先 「家庭生活」「地域・個 人の生活」をともに優	もに優先 域・個人の生活」をど	「仕事」「家庭生活」「地 域・個人の生活」をど
春日井市	全体	理想	4.8	22.2	3.8	30.8	36.1	4.9	8.0	18.4	67.4
		現実	36.1	23.0	2.0	61.1	24.9	4.9	1.7	5.7	37.2
	男性	理想	8.0	20.6	3.4	32.0	37.5	3.4	8.9	15.4	65.2
		現実	47.7	13.2	2.5	63.4	24.6	4.0	1.2	4.6	34.4
	女性	理想	1.9	23.6	4.1	29.6	34.8	6.3	7.1	21.1	69.3
		現実	25.8	31.8	1.6	59.2	25.2	5.8	2.2	6.6	39.8

資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

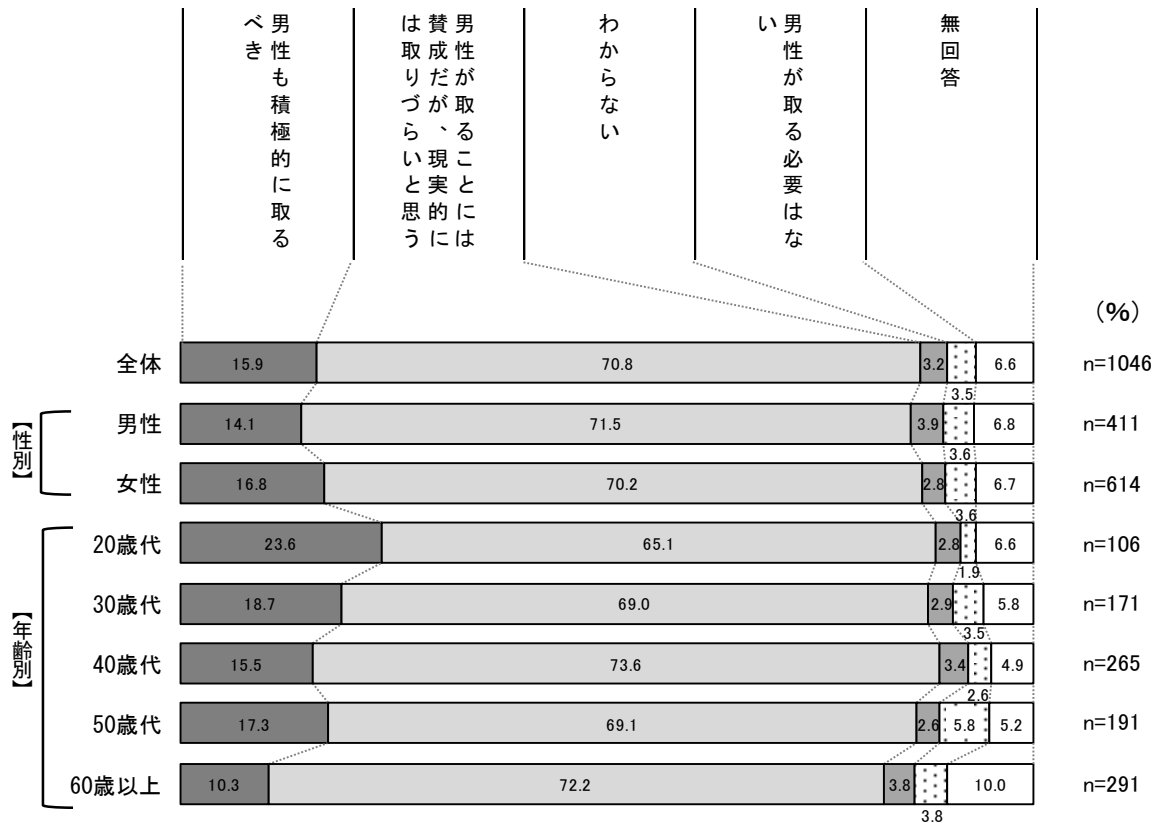
◆男性が、育児休業・介護休業を取ることに賛成だが、現実的には取りづらいと思う市民が7割以上です。

男性の育児休業・介護休業取得については、7割以上の方が「取ることに賛成だが、現実的には取りづらいと思う」と答えており、家庭生活における男女の役割分担の偏りが解消されにくい状況を示しています（図表34）。

恒常的な長時間労働など、男性中心型の労働慣行を始めとした社会全体の働き方を見直すことにより、家事・育児・介護等に男性が参画しやすい環境となり、ワーク・ライフ・バランスの実現につながります。

男女ともに、一人ひとりがバランスのとれたライフスタイルを築くため、就業環境の整備とともに、働き方の見直しをするための取組みが必要です。

【図表 34】男性が育児休業・介護休業を利用することについてどう思うか



資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

◆女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が義務付けられました。

女性活躍推進法により、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、一般事業主）に義務付けられました。（常時雇用する労働者が300人以下の一般事業主については努力義務）

2016（平成28）年9月に調査^{※5}を実施したところ、従業員数21名以上の春日井商工会議所会員479社中45社（9.4%）が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しています。また、市内従業員数301人以上の事業所では、22社中7社（31.8%）が策定していました。

今後、一般事業主行動計画が策定・実施されるよう、事業主に対し女性活躍推進法等について啓発・普及を進めることが必要です。

※5 調査方法

厚生労働省ホームページ「女性の活躍推進企業データベース」より

今後の取組み

ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりが望む生き方ができるために必要不可欠です。また、事業者においても、ワーク・ライフ・バランスの実践に取り組むことは、従業員のモチベーションを高め、企業イメージの向上にもつながっていきます。

男女が家庭や職場、地域生活においてバランスを図り、より生きがいを感じられる生活ができるよう、市民や事業者に対してワーク・ライフ・バランスの必要性を啓発し、支援する施策の充実に取り組みます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
22	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 時間外労働の抑制や、効率的な働き方の周知を図ります。また、女性はもとより男性も育児休業・介護休業が取得できるよう、広報紙・情報紙などでワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めます。	1 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの普及啓発	継続	男女共同参画課 経済振興課
		2 育児・介護休業等の取得促進	継続	人事課 経済振興課
		3 多様な働き方に関する情報提供	継続	男女共同参画課 経済振興課
23	事業者などに対する啓発と取組みへの支援 事業者に対し、女性活躍推進法に係る事業主行動計画の策定・公表の働きかけを行います。また、ワーク・ライフ・バランスについての経営者・管理職の理解を深め、取組みを進める事業者への支援を行います。	1 事業主行動計画の策定の推進	継続	男女共同参画課 経済振興課
		2 ワーク・ライフ・バランスについて経営者・管理職への啓発と情報提供	継続	男女共同参画課 経済振興課
		3 ファミリー・フレンドリー企業 ^{※6} 、えるぼし認定企業 ^{※7} の紹介	継続	男女共同参画課 経済振興課
		4 入札制度における優遇措置の導入	継続	総務課

(注) 太枠口は重点項目です。

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	21社	25社
市男性職員の育児休業取得率	0.0%	13.0%

※⁶ ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児、介護と両立させる様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業。

※⁷ えるぼし認定企業

女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち女性活躍に関する取組みの実施状況等が優良な企業。(県労働局の申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる。)

課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

現状と課題

◆家庭内の仕事は、女性が行っている割合が高いです。

仕事だけでなく、家庭生活においても男女それぞれがともに責任を果たすことが必要です。しかし、家庭内の仕事の分担について、理想と現実を比較すると、理想では全ての仕事で「男女で協力」が最も高くなっていますが、現実では全ての仕事で『主として女性』が最も高くなっています(図表35)。

女性の家事や子育て等における負担は重く、女性が職場において十分に活躍することが困難な場合があります。男女で家庭の責任を分かち合うことにより、女性が社会に参画しやすくなります。固定的性別役割分担による家事負担ではなく、各家庭に見合った家事分担ができるようにするためにも、男性に向けて家事・育児・介護等への参画を促すことが必要です。

【図表35】家庭内の仕事の分担の理想と現実

(%)

	①食事のしたく			②食事の後片付け、食器洗い			③掃除		
	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』
理想	46.3	51.9	0.1	19.9	74.6	3.6	19.5	77.7	1.3
現実	90.2	7.8	1.8	72.7	22.5	4.7	70.0	26.2	3.7
	④洗濯			⑤育児・しつけ			⑥看護・介護		
	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』
理想	37.6	60.0	0.4	13.2	84.1	0.6	11.3	84.6	0.9
現実	80.0	16.0	4.0	51.7	36.7	0.1	38.4	28.3	1.1

資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

◆男性が地域活動に参加しなかった理由は、「仕事が忙しいから」が4割以上となっています。

地域活動については、「いずれの活動にも参加しなかった」が男性では47.9%で最も高く、次いで「区・町内会・自治会の活動」が高くなっています(図表31)。「いずれの活動にも参加しなかった」男性は、2010年の市民意識調査では43.5%で、4.4ポイント高くなっています。

地域活動に参加しなかった理由として、「仕事が忙しいから」が46.2%で最も高くなっています(図表32)。

地域活動は、仕事以外での新たなつながりや生きがいづくりに有効であり、誰にとっても住みやすい地域社会を形成するためにも非常に重要です。地域活動への理解を深め参加を促すよう働きかけが必要です。

今後の取組み

地域における男女共同参画を推進していくためには、女性だけでなく男性の地域活動への参加が重要です。しかし、地域活動に参加した男性の割合は低く、地域活動への参加に結びつかない原因として、仕事偏重の意識やライフスタイルの多様化などがあり、市民だけでなく事業者も巻き込んだ意識の変革が必要です。

行政や事業者、地域が連携を図りながら、男性に対する家事・育児・介護等の技術習得の講座や地域活動への積極的な参加を促すなどの施策を推進していきます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
24	男性の主体的な家事・育児・介護の促進 男性の家事・育児等への参画は、女性の仕事と家事・育児等の両立にもつながります。身近で生活に密着した講座の開催などを通して、男性の家事能力の向上を図ります。	1 男性の家事・育児等能力向上のための講座開催	拡充	男女共同参画課
			継続	東部市民センター 文化・生涯学習課 (含公民館) ふれあいセンター 地域福祉課 子ども政策課 子育て子育て総合支援館
25	参加しやすい地域活動の促進 男性の地域行事への理解を深め、性別や年代を問わず、地域の誰もが気軽に参加できる地域活動を促進します。また、事業者に対しても地域活動へ参加しやすくなるよう、働きかけを行います。	1 男女がともに参画する地域活動の啓発 2 市民活動デビュー講座の開催	継続	市民活動推進課 市民活動支援センター
			継続	市民活動支援センター

(注) 太枠口は重点項目です。

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
何らかの地域活動に参加したことがある男性の割合	※ 52.1%	65.0%
家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	※ 家事 18.1%	家事 20.0%
	※ 育児 36.7%	育児 50.0%
	※ 介護 28.3%	介護 35.0%
家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 29.0%	40.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査」2016年の数値です。

課題3 子育て環境の整備・充実

現状と課題

◆仕事と家庭生活の両立を支援する施策が求められています。

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するため今後市が力を入れていくべきこととして、「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」が最も高く、次いで「仕事と家庭の両立のための職場における支援を促進する」が高くなっています（図表20）。このことから、仕事と家庭生活の両立を支援する施策が求められていることがわかります。

あらゆる分野において女性が活躍するためには、仕事と子育てを両立できる環境整備を進めることが必要不可欠です。子育て世代にとっては、仕事と子育てのバランスが大きな課題となっており、家族形態が多様化する中で、さまざまな保育ニーズに対応したフォロー体制が求められています。

今後の取組み

「新かすがいっ子未来プラン」に基づいて、子育て・保育サービス、放課後児童クラブ、各種相談などを計画的に整備していきます。女性活躍のための基盤整備として、子育て家庭のニーズを踏まえながらサービスの充実に取り組みます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
26	子育て・保育サービスの充実 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備していきます。また、広報紙・情報紙の発行やホームページを活用し、育児・子育てに関する情報の周知・提供を行います。	1 ファミリー・サポート・センターの充実	継続	子育て子育て総合支援館
		2 親子通所療育事業の充実	継続	障がい福祉課
		3 さまざまな保育ニーズに対応するサービスの提供	継続	保育課
		4 放課後児童の居場所の確保	継続	子ども政策課 学校教育課
		5 子育て支援の人材養成と活用	継続	市民活動支援センター 男女共同参画課 東部市民センター 文化・生涯学習課（含公民館） ふれあいセンター 子育て子育て総合支援館
		6 子育て情報の提供・周知	継続	子ども政策課 子育て子育て総合支援館 保育課

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
		7 託児付講座の開催	継続	男女共同参画課 東部市民センター 文化・生涯学習課 (含公民館) ふれあいセンター 子育て子育て総合 支援館
27	育児相談・保健指導の充実 仕事と生活とのバランスによる悩みなどを解消するよう、乳幼児の健康に関する相談や、子育て支援センターでの育児・子育てに関する相談体制を充実します。また、妊娠、出産、育児に不安を抱える人への保健指導の充実など、母子保健の向上を推進します。	1 育児相談の充実	継続	子ども政策課 子育て子育て総合 支援館 保育課
		2 子育て家庭訪問事業の実施	継続	子ども政策課
		3 地域療育等支援の充実	継続	障がい福祉課
		4 乳幼児に対する保健指導の充実	継続	子ども政策課

(注) 太枠口は重点項目です。

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
小学校区における放課後児童クラブ設置率（子どもの家および民間児童クラブ）	91.9%	95.0%

課題4 介護を支える環境の整備・充実

現状と課題

◆家庭内の看護・介護は、女性が行っている割合が高いです。

家庭内の看護・介護の仕事の分担の理想と現実をみると、理想は「男女で協力」が高くなってはいますが、現実には『主として女性』が高くなっています（図表35）。

介護サービスの充実や、介護者の負担軽減を図ることにより、女性だけでなく、男性も看護・介護に積極的にかかわることができます。介護をしながら働き続けることができる環境の整備が必要です。

今後の取組み

高齢化は、本市においても重要な課題となっています。男女がともに支え合う意識を啓発していくことや、介護者の負担を軽減し、仕事や地域活動を継続できるよう、サービス体制の充実に取り組みます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
28	介護サービス・介護予防サービスの推進 春日井市高齢者総合福祉計画に基づき介護サービス提供体制を整備し、制度への理解と利用促進を進めます。また、介護する上で生じるさまざまな問題について、きめ細やかな情報提供や相談体制の充実を推進します。	1 介護保険制度やサービスの周知と利用促進	継続	介護・高齢福祉課
		2 介護予防サービスの充実	継続	地域福祉課 介護・高齢福祉課
		3 地域支援体制の充実	拡充	地域福祉課
			継続	介護・高齢福祉課
29	介護を担う人々への支援と介護サービス職員の資質向上 質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス職員の資質の向上を図ります。また、家族介護者の介護技術向上のための支援と、介護者の負担軽減のための支援を行います。	1 介護サービス職員の資質向上の支援	継続	介護・高齢福祉課
		2 家族介護者の介護技術向上のための支援	継続	地域福祉課
		3 介護者の負担軽減のための支援	継続	介護・高齢福祉課 地域福祉課

(注) 太枠口は重点項目です。

市民ができること

- ワーク・ライフ・バランスについての研修やセミナーに参加しましょう。
- 家事・育児・介護等の家族による分担や、公的サービスの情報を集め、ワーク・ライフ・バランスに取り組みましょう。
- 地域活動に参加し、積極的に仲間をつくりましょう。

事業者ができること

- 男女の均等な雇用や待遇の確保に努め、働きやすい職場をめざしましょう。
- ワーク・ライフ・バランスについて研修やセミナーを実施し、推進していく環境をつくりましょう。
- 労働時間や年次有給休暇の取得状況を把握し、問題点の改善策を検討しましょう。
- 介護や子育てを行う従業員を支援する制度と環境づくりに努めましょう。

目標Ⅳ 性の理解・尊重と心身の健康のための環境づくり

生涯を通じて健康で豊かな人生を送ることは、男女共同参画社会を実現するための基本的な条件です。そのためには、男女が互いに身体的性差を十分理解し、人権を尊重し、健康についての正確な知識・情報を得て心身ともに健康を維持していくことが重要です。

特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があるなど男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ」（性と生殖に関する健康の権利）の視点に配慮しつつ、生涯を通じた健康の管理・保持に努めていくことが必要です。

また、LGBT^{※8}などの性的少数者についても、自分らしく豊かな人生を送るためには、性の多様性への理解が進むよう啓発していくことが必要です。

これまでの主な取組み

- 学校での授業や「いのちの学習」を通じて、子どもたちが性に関する正しい知識を身につけ、適切な行動が取れるための教育を推進
- リプロダクティブ・ヘルズ/ライツの視点から、不妊検査、治療への助成や意識づくりのための講座を実施
- ライフステージに応じた健康に関する知識の普及・意識の高揚を図るための講座の開催や、各種検診（健診）の実施
- さまざまな心身の健康問題に対応するため、健康相談、メンタルヘルズ相談、スクールカウンセラーの派遣等を実施し、相談窓口を設置

※⁸LGBT

性的少数者のうち、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとった総称。

課題1 性についての理解を深め、尊重する環境づくり

現状と課題

◆性についての正しい知識が必要です。

女性の生涯を通じた健康を保障するには、女性が自らの身体や性のあり方について正しい知識を身につけ、子どもを持つか持たないか、いつ何人の子どもを持つかということを自由に選択できることが必要です。

しかし、性に関する興味本位な情報や産業が氾濫するなか、性体験の低年齢化が進み、若年層の望まない妊娠や性感染症など、女性の健康をおびやかす要因が増加しています。

このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について市民への浸透を図り、性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会を提供する必要があります。子どもの頃から性について理解を深め、尊重する環境づくりが重要です。

近年、性別特有の問題だけでなく、その他の問題として、LGBTなどの性的少数者をさまざまなメディアが取り上げています。性的少数者の中には、差別や偏見などで社会生活を送るのが困難となっている人もいます。すべての人が自分らしく暮らすことができる社会を実現するためには、多くの市民が性的少数者について理解を深めることが必要です。

今後の取組み

男女共同参画の推進のためには、それぞれの性や身体的特性等を十分に理解することが必要です。女性の人権を考える上では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が重要であり、こうした考え方を広く市民に浸透させていきます。若者のHIV/エイズや性感染症の拡大など、性の早熟化に合わせ、思春期に向けた保健対策事業に取り組みます。また、性の多様性への理解促進を新たな施策に掲げ、さまざまな差別や偏見等の困難を抱える性的少数者に関する理解促進のための取組みも進めていきます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
30	性・命に関する教育の充実 思春期の児童・生徒が性・命に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう教育の充実を推進します。	1 性・命に関する教育の充実	継続	学校教育課
		2 エイズや薬物乱用防止に関する教育の充実	継続	学校教育課

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
31	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて認識が深まるよう、広報などによる周知や学習機会の提供を行います。</p>	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	継続	男女共同参画課 学校教育課
		2 不妊検査、治療への助成	継続	子ども政策課
32	<p>性の多様性への理解促進</p> <p>性的少数者に対する偏見をなくすため、広報紙・情報紙やパネル、研修等により意識啓発を行い、理解を促します。</p>	1 性的少数者への理解のための啓発	拡充	男女共同参画課
			継続	学校教育課 人事課

課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

現状と課題

◆自律的な健康管理が必要です。

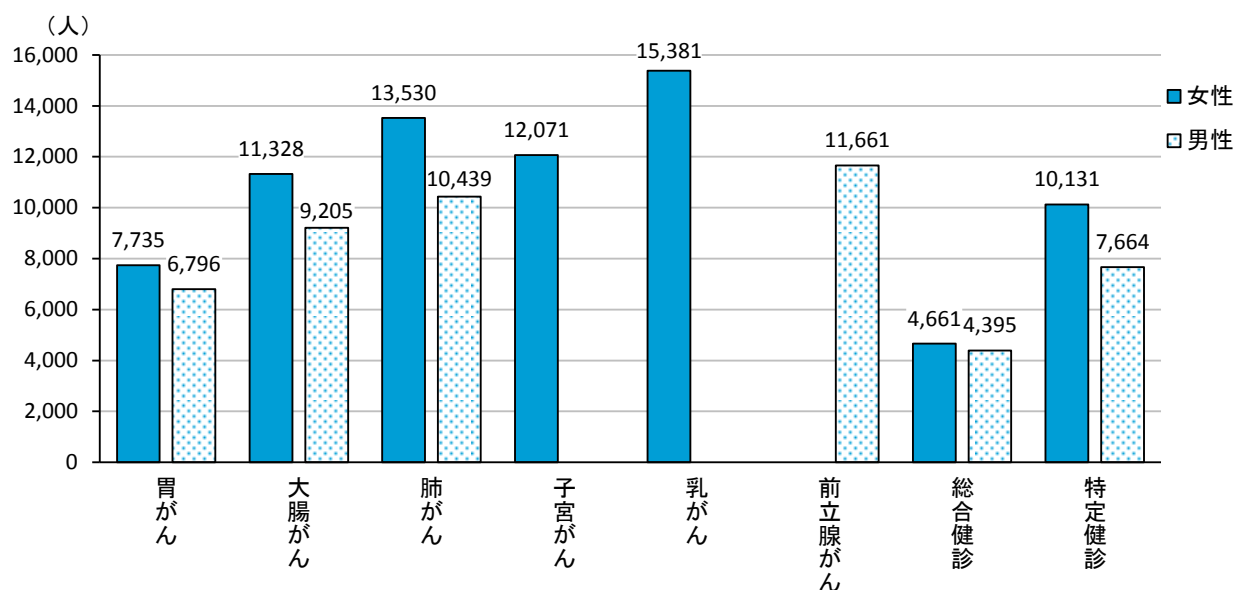
生涯を通じて健康な心身を維持することは、誰もが自分らしく生きる上で大切なことです。

特に、女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期・産後、更年期、高齢期などの各ステージに応じた健康の保持増進に取り組んでいくことが必要です。

一方、男性についても、ライフスタイルや年代によって生活習慣病や、長時間労働等による疲労・ストレスから引き起こされる心身の問題など、健康に関する課題が多くあります。

2016（平成28）年度の乳がん受診者は15,381人で（図表36）、2010（平成22）年度と比較すると約2,000人増加しています。生涯を通じて心身の健康を保持するには、その他の検診（健診）についても受診を促すことが必要です。また、一人ひとりが生活習慣を点検し、各種検診を利用しながら、自律的に健康管理を行っていくことが必要です。

【図表36】各種がん検診、健康診査受診者

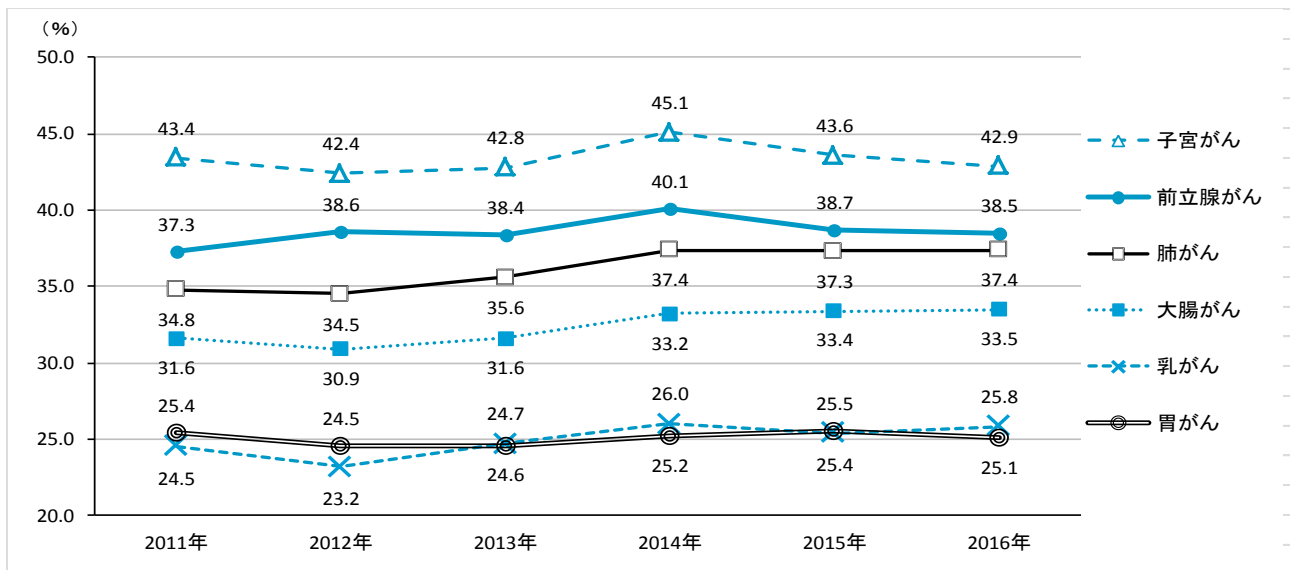


資料: 各種がん検診・総合健診: 健康増進課(2016年度実績)

資料: 特定健診: 保険医療年金課(2015年度実績)

検診（健診）の受診や保健相談、健康教育などを通じて、性差を考慮しながらライフステージやさまざまなライフスタイルに応じた心と身体の健康づくりへの支援が求められています。

【図表 37】 各種がん検診受診率の推移



資料:健康増進課

今後の取組み

一人ひとりが自分らしく生きるためには、女性も男性も生涯を通じて健康な心身を維持をすることが必要です。性差を考慮し、思春期、妊娠・出産期・産後、更年期、高齢期等の各ステージに対応した検診の受診推奨、健康相談の充実を図るなど、健康の保持増進に取り組んでいきます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
33	心身の健康保持・増進のための環境整備 女性のがん発生率が高い乳がんを始め、男女とものがん検診の受診推奨、生活習慣病の予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。また、妊娠・出産期・産後における健康支援や乳幼児に関わる母子保健サービスの充実を推進します。	1 妊娠出産期・産後における健康支援	継続	子ども政策課
		2 心身の健康づくり事業の推進	継続	スポーツ課 健康増進課
		3 各種検診（健診）事業の推進	拡充	保険医療年金課
			継続	健康増進課
4 出産・育児に関する相談の充実	継続	子ども政策課		

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
34	性差を考慮した相談体制の充実 性差を考慮するとともに、さまざまな年代やライフスタイルに応じた健康相談の充実を推進します。	1 健康相談・保健指導の充実	継続	健康増進課
		2 メンタルヘルス相談の充実	継続	健康増進課
		3 養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談の実施	継続	学校教育課

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん 25.8% 子宮がん 42.9%	乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%
特定健診の受診率（国民健康保険被保険者）	36.1% (2016年度)	65.0%以上

市民ができること

- 健診などを積極的に受診し、生涯にわたり健康な生活が営めるよう健康管理に取り組みましょう。
- 男女がそれぞれの身体の特性を理解し、お互いの性を尊重しましょう。
- 性的少数者への理解を深めましょう。

事業者ができること

- 性差に応じた従業員に対する健康管理に配慮しましょう。
- 組織的なストレス傾向を把握し、職場の環境改善やメンタルヘルス不調の予防に努めましょう。

目標V 暴力を根絶する社会づくり

DVIは、被害者の生命・身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪となる重大な人権侵害です。また、被害者のみでなくその子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼします。暴力による被害者は女性であることが多く、その背景には性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など男女が置かれている状況に根ざした社会的、構造的な問題があると考えられており、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき課題となっています。

女性に対する暴力は個人的な問題として捉えることが多く、潜在化しやすいことから、被害者に対する相談窓口の周知や、安心して相談できる環境の整備や関係機関との密接な連携が必要です。

また、SNSの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪といった被害に巻き込まれないよう、未然防止への取組みも必要です。特にデートDVやストーカーの被害者又は加害者にならないよう、若年層に対して予防教育などを行うことにより、将来における暴力根絶につなげていきます。

これまでの主な取組み

- DV相談窓口を設置し、専門相談員による電話、面接相談、24時間いつでも利用できるオンラインDVほっと相談を実施
- 相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットの配布箇所を拡大
- 被害者支援に関わる人材養成のため、DV被害者支援者養成講座を実施
- デートDV防止パンフレットを市内高校生全員に配布
- DVに関する正しい理解と認識を得られるよう、デートDVセミナーを実施
- 職員に対し、DVについて理解を深めるための研修や窓口等における二次被害防止のため、被害者への適切な対応等の研修を実施
- 「DV対策関係機関連絡会議」を開催し協力・連携を強化

課題1 配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進

現状と課題

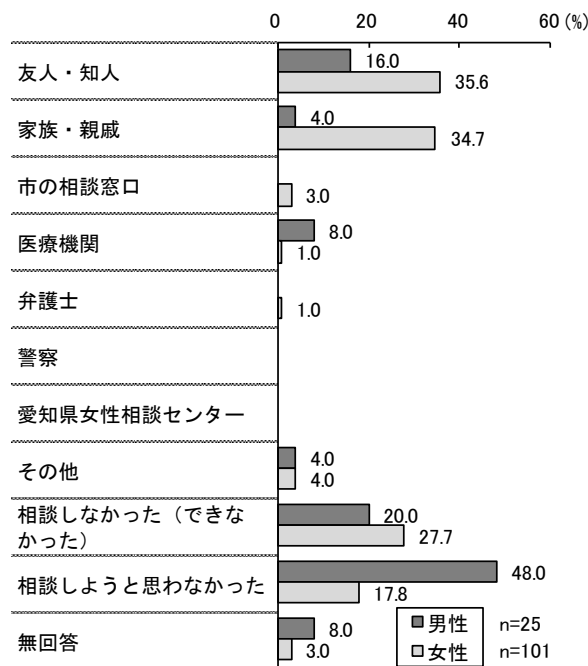
◆DVを受けたことがある女性は16.4%です。

市民意識調査によると、恋人や配偶者から身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けたことがある女性は、16.4%であり、性別で見ると、男性に比べ女性が暴力を受けた経験が多くなっています。

暴力は重大な人権侵害であることへの理解を深め、意識啓発を推進していく必要があります。

また、暴力を受けたときの相談相手は、友人・知人や家族・親戚が主になっていることから（図表38）、相談を受けた人もDVに関する正しい知識を身につけていることが重要であるとともに、地域でDV被害者を支援する体制づくりも求められています。

【図表38】暴力を受けたとき相談した人（場所）

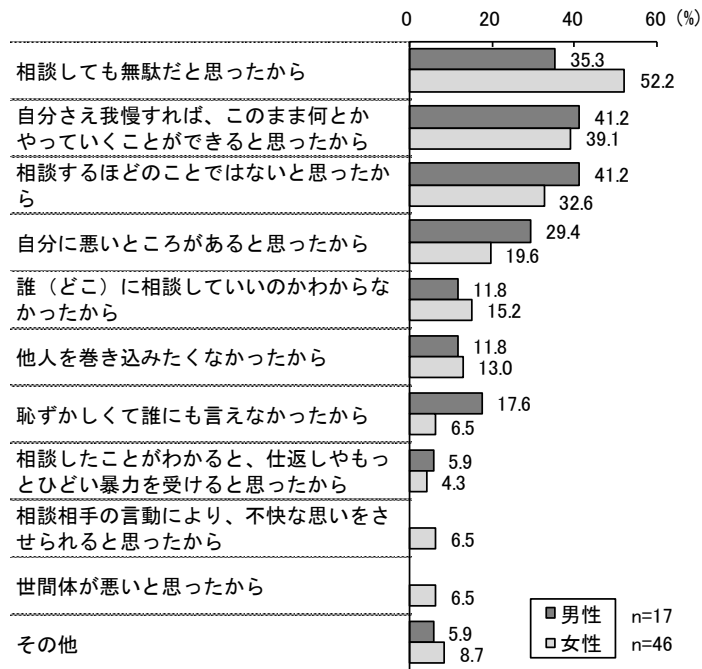


資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2016年）

◆相談しなかった（できなかった）、相談しようと思わなかった理由は、「相談しても無駄だと思った」が多くなっています。

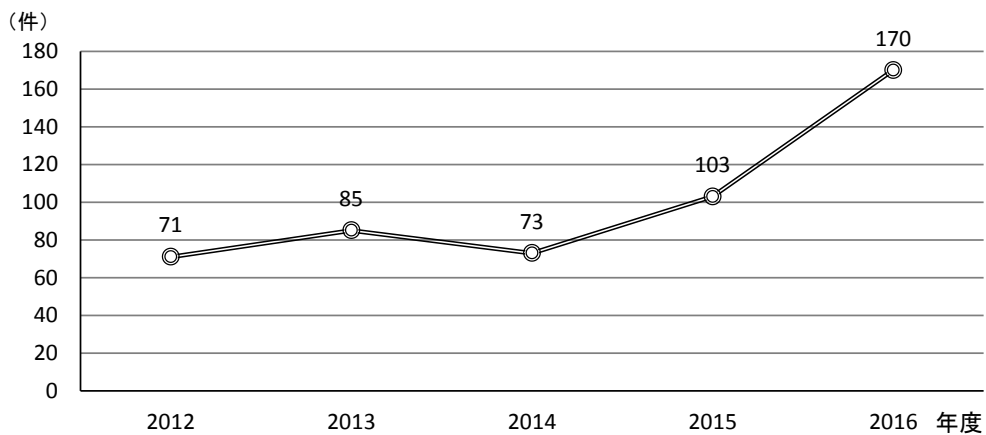
暴力を受けたときに「相談しなかった（できなかった）」、「相談しようと思わなかった」と回答した人の理由として「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った」、「相談するほどのことではないと思った」との回答の割合が多く見られました（図表39）。この結果から、DVの被害者に「重大な人権侵害を受けたという認識がない」と考えられます。DVは人権侵害であり、許される行為ではないことを改めて啓発することが重要です。また、DVの認知件数は年々増えてきていますが（図表40）、相談窓口を知っている市民は2割台に留まっており（図表19）、相談窓口の周知をさらに進めていくことが必要です。

【図表 39】 暴力を受けたときに相談しなかった・相談しようと思わなかった理由



資料:春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

【図表 40】 春日井警察署管内でのDV認知件数



資料:春日井警察署

◆中学生・高校生は、「携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作する」ことを別にかまわないと感じている割合が高くなっています。

夫婦や恋人間の行動について、一般市民と比較すると、中学生・高校生は「携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作する」ことを別にかまわないと感じている割合が高くなっています(図表41)。

また、女子より男子の方が「別にかまわない」の割合が高くなっています(図表42)。このことから、若年層や男子に対してDV防止のための啓発が重要です。

【図表41】夫婦や恋人間の行動についてどう思うか

【一般市民】

	①携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする	②友人との付き合いに干渉したり、付き合い方を認めなかったりする	③つきまといたり、信じられない回数や内容のメール・LINEなどを送る	④たたく、けるなどの暴力をふるう
すべきでない	79.3%	74.7%	95.7%	98.1%
別にかまわない	16.7%	14.4%	1.1%	0.3%
よくわからない	3.5%	10.1%	2.8%	1.2%

【中学生】

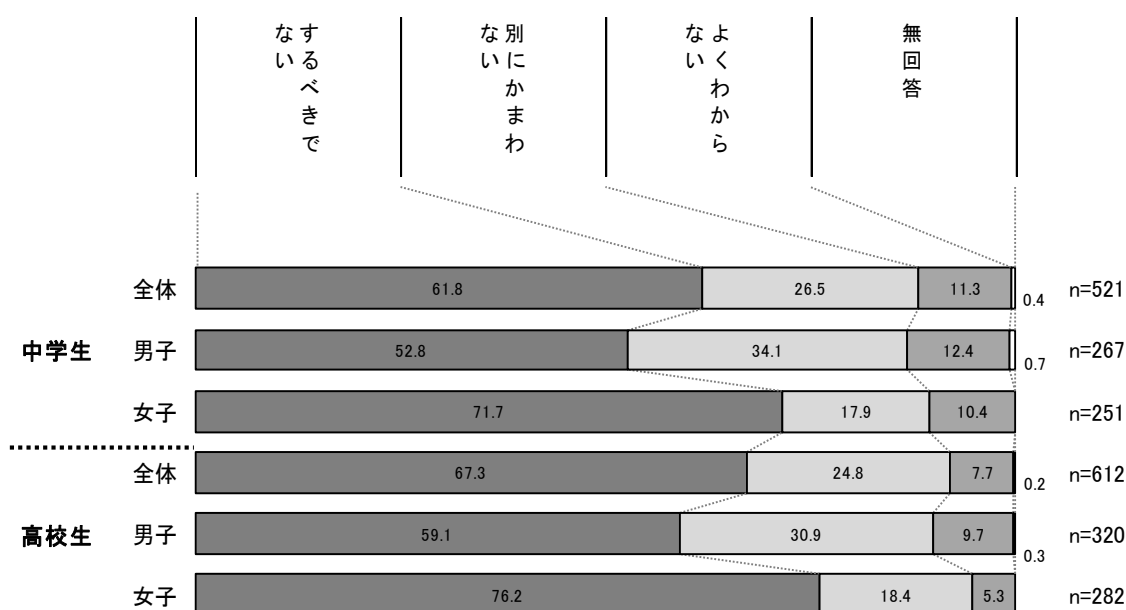
	①携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする	②友人との付き合いに干渉したり、付き合い方を認めなかったりする	③つきまといたり、信じられない回数や内容のメール・LINEなどを送る
すべきでない	61.8%	75.0%	81.4%
別にかまわない	26.5%	8.8%	8.3%
よくわからない	11.3%	15.7%	10.0%

【高校生】

	①携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする	②友人との付き合いに干渉したり、付き合い方を認めなかったりする	③つきまといたり、信じられない回数や内容のメール・LINEなどを送る	④たたく、けるなどの暴力をふるう
すべきでない	67.3%	75.3%	81.7%	93.5%
別にかまわない	24.8%	11.6%	9.6%	1.5%
よくわからない	7.7%	12.9%	8.5%	4.9%

資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民調査」(2016年)

【図表 42】 中高生男女別 携帯やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする行動をどう思うか



資料: 春日井市「男女共同参画に関する意識調査」(2016 年)

今後の取組み

本市では、2014(平成 26)年3月に「春日井市DV対策基本計画(第2次)」を策定し、「人権が尊重されるDVのない社会の実現」を基本理念とし、DV防止啓発、相談体制の充実、被害者の安全確保の徹底、自立支援の充実、推進体制の整備に向けた取組みを推進していきます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
35	春日井市DV対策基本計画(第2次)の取組みに基づく施策の推進 人権が尊重されるDVのない社会が実現できるよう、DV防止のための意識啓発・教育に努め、被害者が安心して相談できる体制の充実と相談員の資質向上を図ります。また、被害者の支援・保護・自立について関係機関と連携の強化を図り、DVが起きる背景の根絶やDVの正しい知識の普及や支援者の養成に努めるなど、春日井市DV対策基本計画(第2次)に掲げた施策を推進していきます。	1 市民への広報・啓発の充実	継続	男女共同参画課
		2 若年層への教育・啓発の充実	継続	男女共同参画課 学校教育課
		3 加害者に対する取組み	継続	男女共同参画課
		4 安心して相談できる体制づくり	継続	男女共同参画課
		5 相談員の資質向上	継続	男女共同参画課
		6 高齢者・障がい者、外国人に対する相談の充実	継続	男女共同参画課 地域福祉課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課
		7 被害者情報の保護	継続	男女共同参画課 市民課 保育課 学校教育課 関係各課

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
		8 保護体制の充実	継続	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課 子ども政策課
		9 生活再建への支援	継続	男女共同参画課 保険医療年金課 子ども政策課 生活支援課 住宅施設課 学校教育課
		10 精神的な支援	継続	男女共同参画課 健康増進課
		11 子どもへの支援	継続	男女共同参画課 子ども政策課 保育課 学校教育課
		12 高齢者・障がい者、外国人への支援	継続	男女共同参画課 地域福祉課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課
		13 職員等に対する研修の充実	継続	男女共同参画課 人事課
		14 苦情に対する適切な対応	継続	男女共同参画課
		15 庁内の連携体制の強化	継続	男女共同参画課 関係各課
		16 関係機関・民間団体との協力・連携	継続	男女共同参画課

数値目標

項目名	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※ 16.4%	10.0%
DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※ 21.7%	40.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査」2016年の数値です。

課題2 性別に起因する暴力の根絶

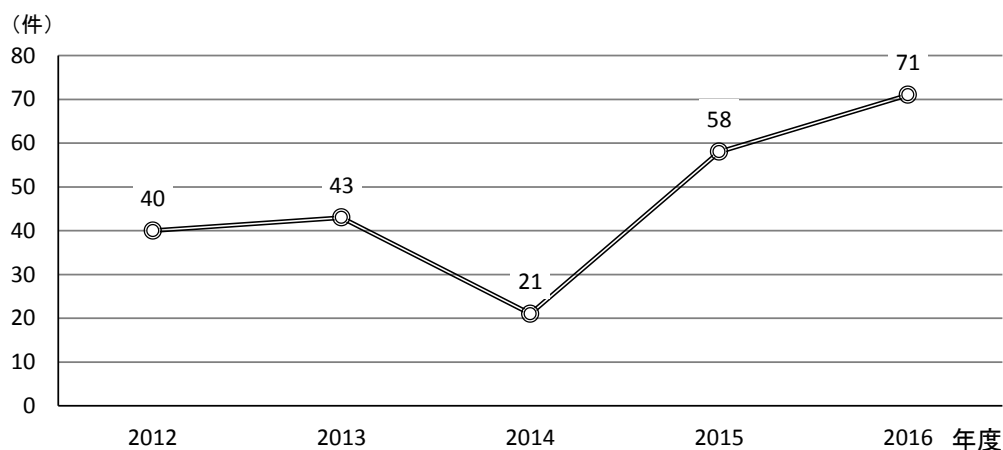
現状と課題

◆警察へのストーカー相談件数は増加しています。

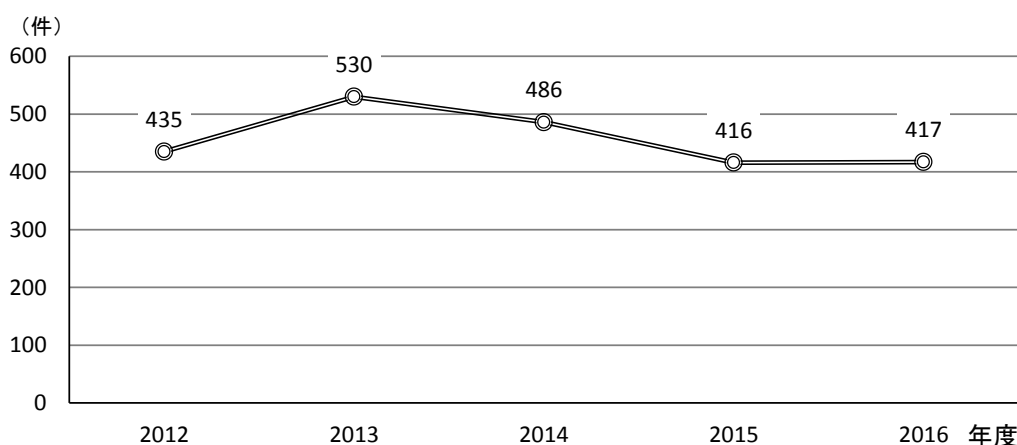
ストーカー、性暴力は犯罪であり、加害者と被害者がどのような関係にあるかにかかわらず決して許されるものではありません。しかし、春日井警察へのストーカー被害の相談件数は増加しており(図表43)、県内における、女性が被害者となる性犯罪も依然として多発しています(図表44)。

被害者が安心して相談できる窓口を充実するとともに、警察や医療機関と密接に連携して被害者保護に努め、支援体制も充実させることが重要です。

【図表43】春日井警察署管内ストーカー被害相談件数



【図表44】愛知県警察署管内性犯罪被害届受理件数



資料:春日井警察署

今後の取組み

ストーカー、性暴力などの犯罪行為は、女性に向けられることが多く、また、他人に知られたくないという気持ちから相談することを躊躇する場合があります。そのため、その被害は潜在化、深刻化しやすい状況になります。ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援を新たな施策として掲げ、被害者が相談しやすい環境を整備し、防止対策の広報などに取り組んでいきます。

No.	施策	事業	方向性	主な担当課
36	<p>ストーカー・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備し、相談窓口の周知を行います。また、関係機関と連携し、被害者支援に取り組めます。</p>	1 ストーカー・性犯罪等防止対策の啓発	新規	男女共同参画課
		2 相談窓口の周知	新規	市民安全課 男女共同参画課 健康増進課

市民ができること

- お互いの人権を尊重し、相手を思いやる心を持ちましょう。
- 暴力を絶対にしない、許さない生活環境をつくりましょう。
- DV、デートDV、ストーカー、性犯罪について正しい知識を持ちましょう。

事業者ができること

- DVに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- 従業員が被害者と疑われる場合、相談窓口を紹介できるようにしましょう。

第5章 プランの推進

1 プランの推進体制

男女共同参画プランを推進していくためには、市民、事業者、地域団体などの協力が不可欠です。そのため、それぞれの分野の役割を相互に認識し、協働して実践的な活動を展開していきます。

また、本プランの施策はさまざまな分野にまたがるため、庁内推進体制の整備や関係機関との連携が必要であり、さらに、分野別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、共通認識を浸透させることが重要です。

本プランを円滑に推進するため、目標である男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携を密にし、一体となって施策に取り組んでいきます。

2 条例の周知・普及

男女共同参画社会の実現に向けて、2003(平成15)年に施行した「春日井市男女共同参画推進条例」のさらなる周知・普及を行っていきます。

3 プランの進行管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については策定の前年度）調査し、市民への公表・意見募集、さらに市男女共同参画審議会において評価を行い、それを踏まえて施策・事業の点検、見直しを行い、プランの進行管理に取り組んでいきます。

こうした「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「調査・評価（Check）」、「改善（Action）」【PDCAサイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。

4 推進のための数値目標

項目名		プラン策定時 (2011年)	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	※ 7.6%	※ 19.4%	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	※ 4.6%	※ 7.4%	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	※ 49.0%	※ 48.3%	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 13.0%	※ 11.2%	20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 57.8%	※ 60.5%	70.0%
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	26.2%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の数	3	1	0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.1%	9.2%	10.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	※ 89.8%	※ 86.1%	95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 19.4%	※ 18.0%	30.0%
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	11.8%	15.0%
	安全・安心まちづくりボニターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 27.6%	男女比率の均衡
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	21.1%	25.0%
目標Ⅲ	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 35.4%	※ 39.2%	40.0%
	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	14社	21社	25社
	市男性職員の育児休業取得率	3.7%	0.0%	13.0%
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	※ 56.5%	※ 52.1%	65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	※家事 12.3% ※育児 37.6% ※介護 26.4%	※家事 18.1% ※育児 36.7% ※介護 28.3%	家事 20.0% 育児 50.0% 介護 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 32.9%	※ 29.0%	40.0%
目標Ⅳ	小学校区における放課後児童クラブ設置率(子どもの家および民間児童クラブ)	84.6%	91.9%	95.0%
	乳がん、子宮がんの検診受診率	☆乳がん 23.6% 子宮がん 40.3%	乳がん 25.8% 子宮がん 42.9%	乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%
目標Ⅴ	特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)	34.6%	36.1% (2016年度)	65.0%以上
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※ 21.9%	※ 16.4%	10.0%
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※ 25.7%	※ 21.7%	40.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)の数値です。

(☆) 乳がん、子宮がんの検診受診率は、がん検診結果報告(県報告)に合わせた数値に変更しています。